

2025 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 秀成
 (コード：7116、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
 (TEL. 076-291-4000)

特別調査委員会の調査報告書（開示版）公表に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 2 日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表の通り、当社において、関連当事者取引において不適切な手続きが行われた可能性があることが判明したことを受け、当社から独立した立場の外部専門家で構成する特別調査委員会を設置し、同日より調査を進めてまいりました。

当社は、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、調査報告書（開示版）を公表いたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査報告書につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご確認ください。なお、当該調査報告書につきましては、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、特別調査委員会による部分的な非開示措置が施されております。

2. 今後の予定について

- (1) 2025 年 3 月期有価証券報告書並びに 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信及び 2025 年 3 月期決算短信について

当社は、2025 年 5 月 27 日付けで公表いたしました「(開示事項の経過) 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示日、及び 2025 年 3 月期決算短信の開示が期末後 50 日を超えることに関するお知らせ」及び 2025 年 6 月 27 日付けで公表いたしました「第 10 期（2025 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」の通り、第 10 期（2025 年 3 月期）有価証券報告書の延長後の提出期限である 2025 年 9 月 16 日までに、当該有価証券報告書の提出及び決算短信の発表を行う予定であります。

- (2) 過年度の有価証券報告書等及び決算短信等について

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、過年度の会計処理の検証及び財務諸表に与える影響額を精査のうえ、2025 年 9 月 16 日までに、過年度の有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、並びに決算短信等の訂正を行う予定であります。

- (3) 再発防止について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を検討・策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策等については、決定次第、改めて公表する予定です。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

以 上

ダイワ通信株式会社 御中

調査報告書

【開示版】

2025 年 7 月 31 日

特別調査委員会委員長 弁護士 山 上 秀 明

委員 弁護士・公認不正検査士 清 水 真一郎

委員 公認会計士 杉 田 篤 史

第1 本報告書の概要.....	1
1. 本調査の経緯等	1
2. 調査の範囲	1
3. 本調査の体制	1
4. 当委員会の独立性について	2
5. 調査の方法.....	3
第2 ダイワ通信の概要	6
1. ダイワ通信の沿革.....	6
2. 現在のダイワ通信の業容等	6
3. 株主の状況.....	8
4. ガバナンス体制等の概要.....	9
5. 子会社管理.....	11
6. 関連当事者取引、利益相反取引等に対する統制	12
第3 関連当事者取引の注記不記載等の疑義が指摘された4案件について	14
1. 事実関係の概要	14
2. 土地aについて	16
3. マンションb 号室について	19
4. マンションc 号室について.....	21
5. マンションd 号室について	26
6. 利益相反取引の該当性、法的評価.....	28
7. 関連当事者取引の該当性、有価証券報告書への不記載に関する評価.....	30
8. 法令上の規制が効かなかった経緯等	31
第4 件外調査.....	34
1. 本件4取引と同種取引での不正行為に関する調査.....	34
2. 岩本社長による会社経費の使用等.....	35
第5 連結財務諸表に与える影響	38
1. 本件4取引に係る影響額.....	38
2. 件外調査により不適切な経費処理が認められた取引に係る影響額.....	39
第6 新規上場申請時の状況について	41
1. 新規上場申請に至る経緯、概要	41
2. 関連当事者取引等は上場審査における基本的かつ重要な論点であること	41
3. 実際の状況.....	43
第7 原因分析.....	49
1. 公器である上場企業としての責任意識が弱く、非上場時代の気質が残っていること	49
2. 取締役会をはじめとするガバナンス機能の喪失	50
3. 社長案件に対する内部統制システムの欠陥	52
第8 再発防止策	54

1. 意識改革～公器としての高いインテンシティ～	54
2. 法令上の要請への速やかな対応、経営陣の責任の明確化	54
3. 社長案件に対するガバナンス体制、内部統制システムの再構築.....	54

開示版表記一覧

開示版の表記	属性等
岩本社長	ダイワ通信代表取締役社長・岩本秀成氏
隈田氏	ダイワ通信専務取締役・隈田佳孝氏
前田氏	ダイワ通信常務取締役・前田憲司氏
多賀氏	ダイワ通信取締役管理部長・多賀勝用氏
I 監査法人	ダイワ通信の前任会計監査人
J 監査法人	ダイワ通信の現任会計監査人
K 氏	子会社役員
M 氏	ダイワ通信職員
S 氏	岩本社長の親族
T 氏	岩本社長の親族（ダイワ通信職員）
U 氏	岩本社長の親族（ダイワ通信職員）
V 氏	岩本社長の親族（ダイワ通信元職員）
W 氏	X 社・代表
X 社	不動産会社
Y 社	不動産会社
Z 証券会社	主幹事証券会社
土地 a	土地
マンション b	分譲マンション
マンション c	分譲マンション
マンション d	分譲マンション

※ 本開示版での表記を決めるに当たっては、2025 年 4 月 18 日付けダイワ通信株式会社第三者委員会に記載された人物・企業等については同報告書公表版で使用された表記と同じ表記とするよう心掛けた。

第1 本報告書の概要

本報告書は、ダイワ通信株式会社（以下「当社」又は「ダイワ通信」という。）に関する関連当事者取引、これに類似する事案の有無及びその内容、発生原因の究明と分析に関する検証を目的として設置された特別調査委員会（以下「本委員会」という。）及び同委員会補助者（以下両者を併せて「調査チーム」という。）により、2025年6月2日から同年7月31日までに実施してきた調査（以下「本調査」という。）の結果をまとめたものである。

1. 本調査の経緯等

当社は、2025年4月21日付け「第三者委員会の調査報告書（公表版）公表に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会より調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）を受領した。会計監査人が、第三者委員会報告書に関する調査内容の検証及び類似取引に関する調査内容の検討等の追加的な監査手続を実施したところ、その監査手続において、第三者委員会報告書の調査範囲とは別に、関連当事者取引が過年度の有価証券報告書に適切に注記されていなかったこと及び会社法上の利益相反取引について適切な手続が採られていなかったことに関する疑義が判明した（以下「関連当事者取引の注記不記載等の疑義」又は「本件疑義」という。）。

当社は、2025年6月2日、関連当事者取引の注記不記載等の疑義に関する事実関係及びその内容について調査し、判明した事実が当社グループの業績に与える影響を検討し、その根本原因を究明の上、再発防止を徹底する必要があるものと判断し、公正かつ適正な調査を行うため、本委員会を設置した。

本委員会は、下記5「調査の方法」欄記載の各種調査を行い、本日、当社に本報告書を提出した。

2. 調査の範囲

本調査の範囲は、本件疑義の事実関係の調査、上記に類似する事案の有無及びその内容等に関する調査、連結財務諸表への影響額の算定、発生原因の究明・分析と再発防止策の提言、その他本委員会が必要と認めた事項である。

本調査の調査対象期間は2020年4月1日から2025年3月31日としたが、事実関係の確認が必要な範囲で更に遡って調査を実施した。

3. 本調査の体制

本調査は、危機管理・不正調査の経験を有している第三者的専門家として、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業所属の山上秀明弁護士を委員長とし、同法律事務所所属の清水真一郎弁護士・公認不正検査士及び株式会社 WARC 所属の杉田篤史公認会計士を委員とする本委員会によって実施された。また、本委員会補助者として、同法律事務所所属の水上高佑弁護士、堀江将生弁護士、小野光弁護士、清田紗希弁護士及び A&S 福岡法律事務所弁護士法人所属の光山夏貴弁護士並びに株式会社 WARC 所属の渡井肇洋

公認会計士、株式会社 WARC から委託を受けた永田紀章公認会計士、下田慎也公認会計士、佐藤友裕公認会計士、齋藤太郎公認会計士、その他公認会計士 3 名が参加した。さらに、デジタル・フォレンジック調査の専門家として、AI データ株式会社所属の森田善明、小瀬聡幸、大野宏和、清利樹、その他 12 名が参加した。

本調査に参加した弁護士及び公認会計士は、当社やその役職員及びヒアリング対象者のいずれとも利害関係を有していない。

各委員の略歴は以下のとおりである。

山上委員長	1987 年 検事任官 2013 年 東京地方検察庁特別捜査部長 2020 年 東京地方検察庁検事正 2021 年 高松高等検察庁検事長 2022 年 最高検察庁次長検事 2023 年 検事退官 2023 年 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 顧問
清水委員	2001 年 検事任官 2012 年 金融庁証券取引等監視委員会 2015 年 東京地方検察庁特別特捜部 2018 年 検事退官 日本取引所自主規制法人上場管理部・上場審査部 2019 年 公認不正検査士取得 2022 年 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー
杉田委員	2008 年 EY 新日本有限責任監査法人 2019 年 日本取引所自主規制法人上場管理部・上場審査部 出向 2022 年 EY 新日本有限責任監査法人 帰任 株式会社 WARC

本委員会は、当社内に委員会専属の事務局として、中立的な立場である常勤監査役の岡本氏を指名した。また、同氏の補助者として管理部職員 2 名が事務作業を担当した。

4. 当委員会の独立性について

本委員会は、ダイワ通信と協議の上、2010 年 12 月 17 日改訂の日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」のうち、調査内容を事前開示しないとの点についてあえて準拠しないものとし、特別調査委員会の形式を選択した。

その理由は、本委員会の本調査が、第三者委員会による調査終結後、会計監査人の追加的監査の手続で発見された本件疑義を端緒とし、北陸財務局から過年度の訂正有価証券報告書の提出時期の延長許可申請をしなければならない時点で開始されたところ、本

委員会及び調査チームとダイワ通信側とで、調査進捗についての情報連携を密にし、必要に応じ、調査終結前に、取締役会による利益相反取引に関する決議又はその準備をする必要に迫られると考えられたからである。

上記の点以外は上記ガイドラインに準拠するものとしており、本委員会は、ダイワ通信と主に以下の点について合意している。

- ・ 本調査を行う調査チームの人は委員会に専属すること
- ・ ダイワ通信は、委員会及び調査チームの調査に真摯に応じることとし、経営トップは役職員に対し、本調査を業務に優先して応じるよう指示を出すこと
- ・ ダイワ通信は、委員会及び調査チームの要請に応じ、社内の資料を遅滞なく提出すること
- ・ ダイワ通信社内に、中立的立場にある者で構成される本委員会直轄の事務局を設置すること、同事務局員は調査対象者と調査情報を隔離されること
- ・ 調査報告書の起案権は委員会に専属し、委員会は、自由心証に基づき、ダイワ通信の有利不利にかかわらず事実関係を記載すること。その際、いわゆる疫学的認定を許容すること
- ・ ダイワ通信は、調査報告書を受領した場合には、その一部を改変などすることなく、ステークホルダーに公表すること

5. 調査の方法

(1) 関係資料の精査・分析

本調査チームは、ダイワ通信の有価証券報告書等の公表資料、同社ホームページ掲載の適時開示・IR 資料・第三者委員会報告書等の情報のほか、ダイワ通信及び関係者から当社取締役会議事録等の資料の提出を受け、精査・分析した。

(2) デジタル・フォレンジック

本委員会及び調査チームは、ダイワ通信グループの役職員のコミュニケーション関連データ及びドキュメントデータの解析を行うため、本調査チームにて必要と判断した別紙 1 記載の幹部役職員及び管理部所属の従業員全員 14 名の会社貸与 PC、会社貸与タブレット及び会社貸与スマートフォンのデータ、業務に使用する個人所有のスマートフォンのデータ等を保全した上で、うち本件疑義に関与の可能性があると認めた 11 名についてレビューを行った。¹

そして、当該 11 名のレビュー対象者から回収した会社貸与 PC、会社貸与タブレット及び会社貸与スマートフォンのデータ、業務に使用する個人所有のスマートフォンから抽出されたコミュニケーション関連データ、並びにドキュメントデータ(117 万 8050 件)について、本件疑義に関連するキーワード及び一般不正キーワードによる検索のほか、

¹ 当該 11 名をレビューした結果、レビュー対象を広げる必要があるような事象が検出されなかったため、残り 3 名(経営企画室員、管理部担当 2 名)についてはレビューする必要があると判断し、保全だけとした。

特定期間における特定者のやり取り等による検索を行い、該当したデータ(3万1257件)をレビュー対象として分析及び検討を行った。

当該レビュー対象データについて、関連するデータの抽出基準等を明記したレビュープロトコルにしたがって、レビューアが一定のタグ付け(「Hot」、「Responsive」等による区分)をしてレビュー作業を実施した。

その結果、本件疑義に関連するデータとして278件を抽出し、重要なデータについては、本調査チームが実施するヒアリングにおける事実確認の参考資料とするなどして活用した。

(3) 関係者ヒアリング

本委員会は、以下の者に対し、ヒアリングを行った。

- ・ 当社代表取締役社長 岩本秀成氏(以下「岩本社長」という。)
- ・ 当社専務取締役 隈田佳孝氏(以下「隈田氏」という。)
- ・ 当社常務取締役 前田憲司氏(以下「前田氏」という。)
- ・ 当社取締役管理部長 多賀勝用氏(以下「多賀氏」という。)
- ・ 当社社外取締役 米沢寛氏
- ・ 当社社外取締役 木村基之氏
- ・ 当社常勤監査役 岡本誠氏
- ・ 当社社外監査役 宮川昌江氏
- ・ 当社社外監査役 武部勝氏
- ・ 当社社外取締役候補 中西健太郎氏
- ・ 当社常勤監査役候補 山田真裕氏
- ・ [redacted] M氏
- ・ [redacted] N氏
- ・ [redacted] U氏
- ・ [redacted] T氏
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted] K氏
- ・ X社 [redacted] W氏
- ・ [redacted]
- ・ Z証券会社 [redacted]・ [redacted]、 [redacted] [redacted]・ [redacted]、 [redacted]、 [redacted]
- ・ I監査法人 [redacted]、 [redacted]
- ・ J監査法人 [redacted]、 [redacted]、 [redacted]、 [redacted]

(4) 役職員へのアンケート調査及びホットラインの設置

本委員会は、調査対象期間において本件疑義及び類似する事象の有無を調査するため、2025年6月20日時点でダイワ通信グループに所属する従業員82名(ただし、休職中

等の理由によりアンケートへの回答が不可能な者を除く。) に対して、記名式のアンケート調査を実施し、同月 27 日までに対象者 82 名全員から回答を受領した。

また、本委員会は、同月 20 日から 27 日までの間、全役職員が電話及びメールにてアクセス可能な通報窓口（ホットライン）を設け、本件疑義に関する情報提供を呼びかけた。通報件数は 0 件であった。

(5) 委員会による協議

本委員会は、2025 年 6 月 5 日から同年 7 月 31 日までの間、合計 23 回、委員会を開催した。

(6) 調査の限界・ディスクレーマー

本委員会及び本調査チームには強制調査の権限がないこと、時間的な制限があること等から、事実関係の調査能力に自ずと限界がある。本調査チームの行った事実認定は、専ら関係者等から任意提出を受けた資料や関係者のヒアリングに依拠している。

本委員会及び本調査チームの調査は、関係者の任意の協力の下で行われたものであり、仮に、関係当局が法令上の権限に基づいて調査・捜査を行った場合には、本委員会の認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性がある。

本委員会及び本調査チームは、ダイワ通信から依頼を受けて本調査を行い、その調査結果を同社へ報告したものであり、当該調査及びその結果について、ダイワ通信以外の第三者に対して何ら責任を負わない。

第2 ダイワ通信の概要

1. ダイワ通信の沿革

当社は、創業者である岩本社長が1996年4月に有限会社ムーブ北陸を創業し、携帯電話の販売に係る代理店業を開始したことが端緒となっている。その後、1998年1月に社名をダイワ通信株式会社（以下「旧ダイワ通信」というときがある。）に変更し、2014年2月にセキュリティ事業を事業譲渡で取得した。その後、新規上場の準備を開始し、2016年3月に旧ダイワ通信からの新設分割により、現在のダイワ通信が設立された。

旧ダイワ通信は、後述のセキュリティ事業、モバイル事業のほかに不動産事業等を営んでいたところ、不動産事業は有利子負債が多額になることから新規上場の障害になると考え、当該新設分割によって不動産事業以外の事業を当社に承継させた。

不動産事業が残存した旧ダイワ通信は、ディーズカンパニー株式会社（以下「ディーズカンパニー」という。）へと商号を変更し、さらにその後2018年10月には、IWAMOTO アセットマネジメント株式会社（以下「IWA」という。）に商号を変更した。IWAは、現在、岩本社長の個人資産管理会社となっている。

年 月	沿 革
1996年4月	有限会社ムーブ北陸を設立
1998年1月	商号をダイワ通信株式会社（旧ダイワ通信）に変更
2013年12月	██████████とセキュリティ事業に関する業務を提携
2014年2月	██████████からセキュリティ事業を取得
2016年3月	旧ダイワ通信の商号をディーズカンパニー株式会社に変更、同社に不動産事業を残す内容の新設分割により新会社として当社を設立
2018年3月	ディーズセキュリティ株式会社を連結子会社化
2018年10月	ディーズカンパニー株式会社がIWAMOTO アセットマネジメント株式会社に商号変更
2019年1月	アクト通信株式会社を連結子会社化
2022年12月	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場

2. 現在のダイワ通信の業容等

現在の当社グループは、ダイワ通信とその完全子会社2社（ディーズセキュリティ株式会社（以下「DSS」という。）及びアクト通信株式会社（以下「アクト通信」という。））で構成されている。

当社グループの主な事業は、防犯カメラの企画販売等を取り扱うセキュリティ事業、及びソフトバンク株式会社との代理店契約に基づく携帯電話等の通信サービス契約取

次、携帯電話端末等の販売を行うモバイル事業の2事業である。

各事業の具体的な事業内容は以下のとおりである。

(1) セキュリティ事業

セキュリティ事業では、防犯カメラの商品企画・開発・販売、防犯カメラシステムの施工・保守を行っている。当社の主要な取引先には、XXXXXXXXXXやXXXXXXXXXX等の大手ハウスメーカーや、XXXXXXXXXX等の大手事務機器メーカー、XXXXXXXXXX等の大手警備会社があり、その販路やDSSの認定パートナー制度を活用し、ショッピングモール等の大型施設、ドラッグストア等の小売店舗、工場・倉庫、学校、医療・公共施設、建設現場、オフィス等、幅広い業種・業界に防犯カメラの販売を行っている。また、アクト通信において防犯カメラシステムの施工管理を行っていることから、当社グループではワンストップ体制で防犯カメラシステムを顧客に提供できることが強みである。

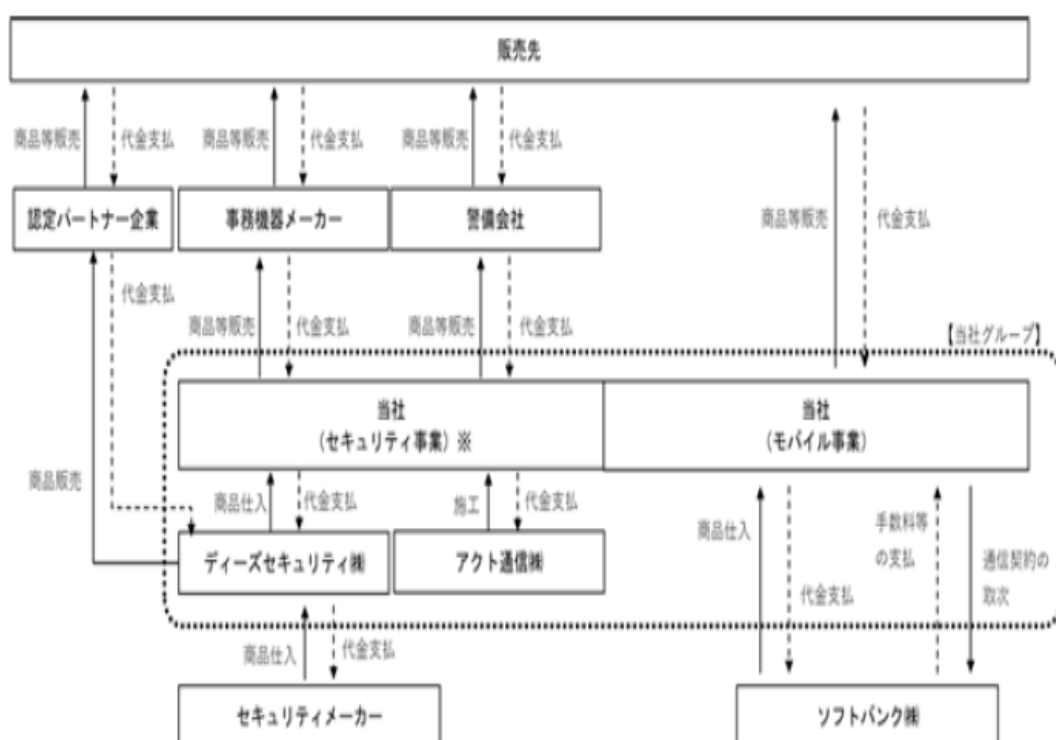
なお、DSSの認定パートナー制度とは、防犯セキュリティ商材を取り扱う商社及び設備会社等の企業をパートナーとして認定する販売制度であり、当該パートナー企業と協働して市場の開拓を行うことを目的としている。同制度ではパートナー企業をランクで区分し、ランクに応じた年間取引金額が設定されており、上位ランクのパートナー企業は、優位な販売支援を受けられる制度設計となっている。当社は、DSSの認定パートナー企業の1社である。

(2) モバイル事業

モバイル事業では、通信事業者（ソフトバンク株式会社）から販売委託を受け、一次代理店として顧客に携帯電話等の通信サービスの販売取次を行うほか、顧客へのアフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を行っている。また、通信サービス等の販売を目的とした当社直営店舗の運営、法人顧客を対象とした法人向け携帯電話等の通信サービスの契約取次等のソリューションの提供も行っている。

モバイル事業は、顧客に対して通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次を行う事業が主となり、契約成立後に契約取次の対価として通信事業者から手数料を収受している。

以上、述べた事項を図式化すると、以下のとおりである。



(2024 年 3 月期有価証券報告書より引用)

3. 株主の状況

ダイワ通信は、2016 年 3 月 1 日の設立時、IWA（当時の商号はディーズカンパニー株式会社）を 100%株主としており、2016 年 3 月 31 日の第三者割当増資により岩本社長が株主となって以降、2018 年 3 月 1 日までの間は、岩本社長及び IWA だけが株主であった。そして、同日付けで行われた DSS を完全子会社化するための株式交換により、業務執行取締役であった前田氏が、そして 2018 年 3 月 31 日付けで行われた第三者割当増資により、業務執行取締役であった隈田氏及び多賀氏が、それぞれダイワ通信の株主として加わった。

役員によるダイワ通信の株式保有状況は以下のとおりであり、岩本社長が資産管理会社 IWA 名義の株式を含め約 7 割を保有している。

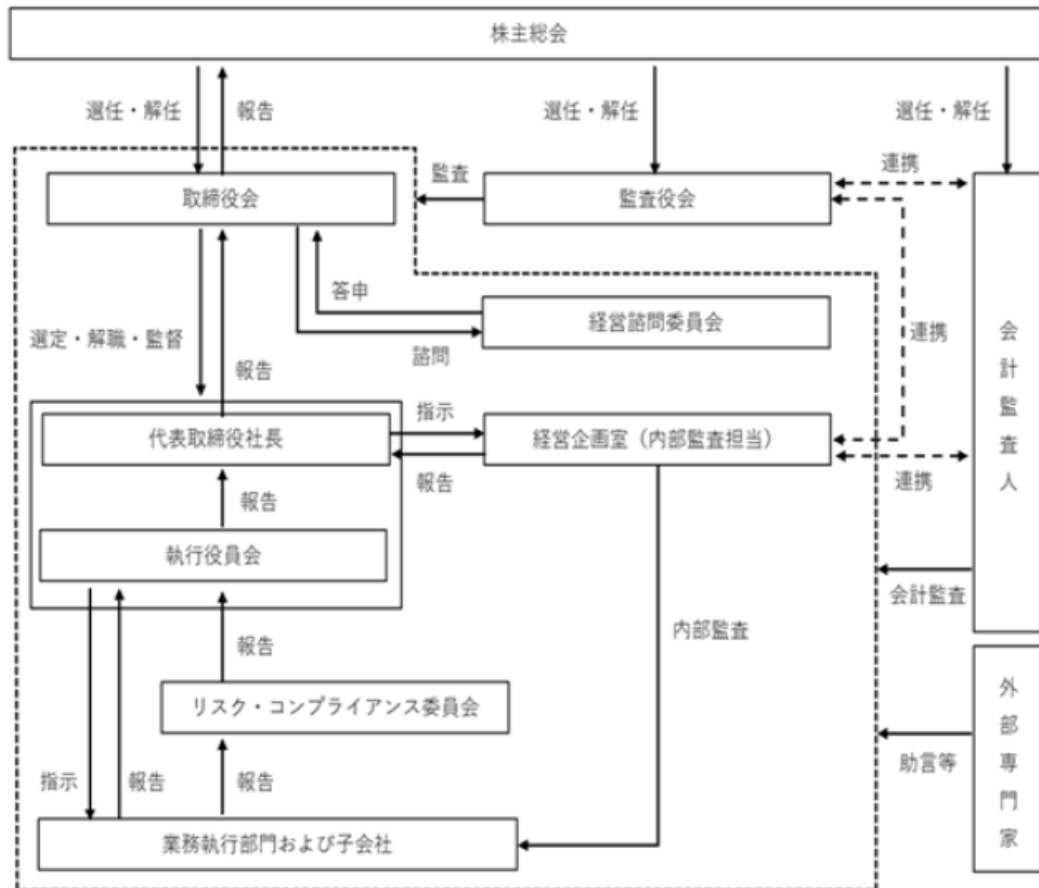
氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合（％）
IWA	1,350,000	49.87
岩本社長	566,600	20.91
前田氏	48,000	1.77
隈田氏	26,400	0.98
多賀氏	8,000	0.30

(2024 年 3 月 31 日現在)

4. ガバナンス体制等の概要

(1) 組織体制

当社の体制を図式化すると以下のとおりである。



(2024年3月期有価証券報告書より引用)

ア 取締役会

当社は、2016年3月に新設分割で設立された時点で取締役会設置会社である。

取締役会は、2016年3月、岩本社長ほか業務執行取締役3名（隈田氏、前田氏及び多賀氏）という構成で発足し、その後、米沢社外取締役が2020年6月に、木村社外取締役が2021年6月にそれぞれ加わった。

原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催している。

イ 監査役会

当社は、監査役会を2017年9月に設置した。

監査役会は、常勤監査役1名のほか、非常勤の社外監査役2名（宮川氏、武部氏）で構成されており、原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催している。

常勤監査役は、2018年9月から2023年6月まで福村氏²が、2023年6月以降は岡本氏が就任している。

ウ 経営諮問委員会

当社は、経営諮問委員会を2021年3月に設置した。

経営諮問委員会は、米沢社外取締役を議長に、委員3名（米沢氏のほか、岩本社長、木村氏）で構成されており、定例的に年1回開催している。

経営諮問委員会では、役員の報酬及び選任・解任並びに経営上の重要な事項に関し、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っている。

なお、取締役会の監督機能の強化、また経営の透明性及び公平性を担保する目的で、監査役3名がアドバイザーとして参加している。

エ 執行役員会

当社は、執行役員会を2019年10月に設置した。

執行役員会は、岩本社長を議長に、取締役4名、執行役員で構成され、定例的に月1回開催している。

取締役会への上程議案の確認、部門毎の業務執行状況に関する報告を行っている。

なお、常勤監査役の岡本氏は、執行役員会のアドバイザーとして参加している。

オ リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を2019年8月に設置した。

リスク・コンプライアンス委員会は、隈田氏を委員長に、当社グループにおける各部門長で構成され、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化及びリスク管理の実施状況を把握し、必要な措置について審議を行っている。

リスク管理・コンプライアンス規程上は、委員会を四半期に1回開催するものとしている。しかし、リスク・コンプライアンス委員会のメンバーが執行役員会のメンバーと同じであることから、実態として、リスク・コンプライアンス委員会としての議事がある場合には、執行役員会の中で協議を行っており、リスク・コンプライアンス委員会単独では、定例会議を開催していない。

カ 経営企画室（内部監査担当）

当社は、内部監査担当を2019年7月に設置した。

当社は、独立した内部監査部門は置かれておらず、代表取締役の指示の下、内部監査責任者を任命することとしている。

現時点では、中期経営計画方針の立案・管理、年度事業予算の管理などの業務を行う XXXXXXXXXX M氏が1名で子会社を含む全社の内部監査機能を担っている。

キ 会計監査人

当社は、2021年12月に会計監査人を設置した。

第7期（2022年3月期）から第9期（2024年3月期）まではJ監査法人と監査契約を締結して会計監査を受け、第10期（2025年3月期）はI監査法人を会計監査人

² 福村氏が本調査中体調不良であったことから、本委員会は同人に対するヒアリング等を行わなかった。

として選任している。

(2) 三様監査の状況

内部監査担当の M 氏は監査役会に出席し、それ以外にも不定期で常勤監査役との情報連携を行っている。また、監査役会と会計監査人は、四半期レビュー及び年度決算時に情報連携を行っている。

(3) 内部通報制度

当社グループは 2021 年 7 月に内部通報制度を導入し、以降、多賀氏が責任者を務めている。内部通報の社内窓口として、管理部人事担当である多賀氏、常勤監査役の 2 名が置かれており、また、社外窓口として、当社グループと利害関係を有していない法律事務所の弁護士が置かれている。通報を受け付けた案件については、リスク・コンプライアンス委員会において対応・管理をしているため、実態としては、同委員会の事務局である M 氏が案件対応の管理をしている。

制度導入後、当社が社員から申告を受けて取り扱った案件は 4 件であった。³

本委員会調査チームが検証した限り、関連当事者取引の注記不記載等の疑義に関連する内部通報がなされたことはなかった。

5. 子会社管理

(1) DSS 及びアクト通信の体制

DSS の役員は取締役 2 名（前田氏、K 氏）だけであり、取締役会及び監査役は設置されていない。

アクト通信の役員は代表取締役である K 氏 1 名だけであり、取締役会及び監査役は設置されていない。

DSS 及びアクト通信には独自の管理部門及び内部監査部門は設けられていない。

(2) 当社による子会社の統制

子会社 2 社の管理及び監査機能は親会社である当社が行っている。

子会社管理規程第 3 条において、当社は、子会社管理の主管部門として当社の管理部を指定し、管理責任者を管理部長である多賀氏としている。また、同規程第 9 条では、管理責任者は、子会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与え指導を行うものとされている。さらに、同規程第 8 条で、当社の子会社に対する監査は、内部監査規程に基づき原則として毎年 1 回以上定期又は臨時に実地監査を行うとしている。

しかしながら、実際には、M 氏が 1 名で全社の内部監査対応を行っており、子会社管

³ M 氏によれば、2025 年 5 月の第三者委員会調査の後、通報に関する記録を整理し、また、内部通報窓口宛てに限らず、役員や管理部社員等の報告ラインに申告がなされたものも含めて確認したところ、合計 4 件の申告が確認されたとのことであった。

理を行うための人員の余裕がなかったことなどから、指導指針の策定を含め、子会社管理のための規程類の整備は十分になされていなかった。

6. 関連当事者取引、利益相反取引等に対する統制

(1) 関連当事者取引

当社では、関連当事者等管理規程を定め、2021年1月13日から施行している。

同規程第3条第1項で、毎事業年度毎に関連当事者リストの作成を義務付け、また同第5条第1項で、関連当事者等との取引を行う場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について審議し、独立役員、監査役の見解を踏まえた上で取締役会の承認を得なければならない、としている。

当社では、上場前である2022年3月期までの関連当事者リストは作成されていた。上場申請書類においては、関連当事者等取引について、DSSとアクト通信の2社が取引のあった関連当事者等に該当するとし、ダイワ通信と両社との取引（賃料や経営指導料等の取引）が申告されているだけであり、それ以外の取引は申告されていなかった。また、上場後の2023年3月期以降は、当社では関連当事者リストの更新がされていなかった。

(2) 利益相反取引

会社法上、取締役会設置会社では、利益相反取引について取締役会の承認決議を要する（会社法356条1項、365条1項）。そして、取締役会設置会社である当社においては、取締役会規程第9条第2号及び職務権限規程の別表職務権限一覧表で、取締役と会社の（直接・間接の）取引について取締役会の承認を要するものとしている。

当社では、2019年4月から2025年3月までの間、利益相反取引について取締役会で承認決議がなされたことはなかった。

(3) 経営者関与取引

経営者関与取引は、法令上の概念ではないが、東京証券取引所によって、「一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もある」とされ、「経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等」と定義される。そして、「そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また、実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかを確認し、これらに不適切な点がある場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなる」とされる（東京証券取引所「新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）」102、103頁）。

当社では、特に経営者関与取引を制限する規程は置かれていない。ただし、2022年12月に東証スタンダード市場に上場した際に提出された新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）では、「取引が発生する場合には、取引条件が他の案件と同じであることを取締役会で確認した上で、決議を行います。その後、新規取引が発生するたびに取

締役会で決議事項として審議する体制とすることで、牽制体制は構築できるものと考えております。」と記載している。

第3 関連当事者取引の注記不記載等の疑義が指摘された4案件について

1. 事実関係の概要

(1) 概要

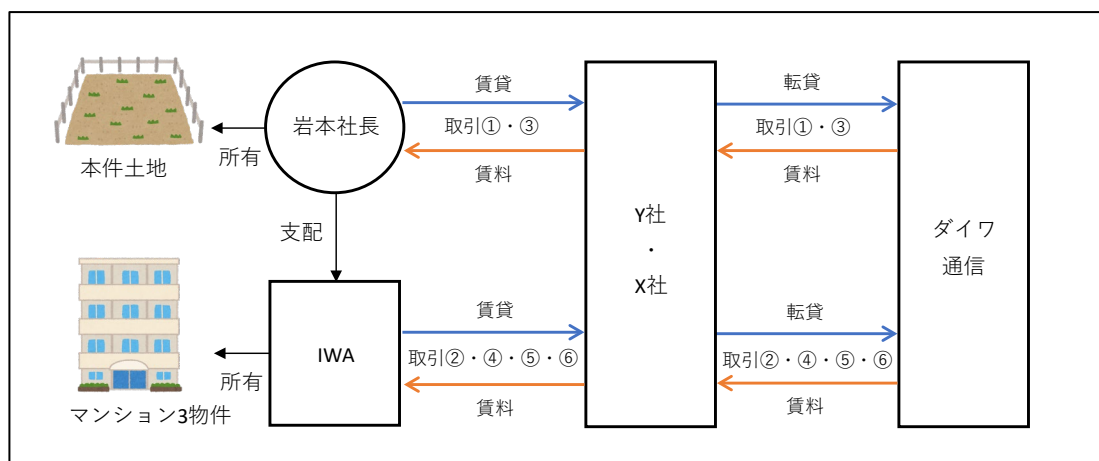
本調査の端緒は、2020年2月1日以降、岩本社長が、自己が所有する土地4筆から構成される一団の土地（以下「**本件土地**」又は「**土地a**」という。）及びIWAが所有する分譲マンションの3室について、不動産会社であるX社（以下「**X社**」という。）を借主とする賃貸借契約を締結し、さらに、これらの4物件について、X社とダイワ通信との間で、ダイワ通信を借主とする賃貸借契約を締結しているところ、これら一連の取引が、関連当事者取引に該当し、過年度の有価証券報告書に注記不記載となっているのではないか等の疑義であった。

そして、本委員会の調査の結果、概要、岩本社長及びIWAがX社（2020年1月まではY社（以下「**Y社**」という。）を介してダイワ通信と不動産賃貸借（転貸借）契約を締結し、ダイワ通信から賃料名目で毎月定期定額の金銭を受領していた（Y社やX社がごく一部の資金を受領していた。）ことが明らかとなった。

当該各賃貸借（転貸借）契約は、岩本社長又はIWAとダイワ通信の間の賃貸借契約に、形式的にY社やX社を間に介在させたものにすぎず、後述のとおり、いずれも会社法上の利益相反取引に該当するとともに、関連当事者取引にも該当するものであった。

しかし、当社において、上記各賃貸借契約については、いずれも取締役会による利益相反取引に関する承認決議を経ていなかった。

【概要図】



なお、取引③のX社からの賃料支払については、XXXXXXXXXXS氏名義の銀行口座に送金されていた。

【取引内容の概要】

年月日	出来事
2018年1月1日 (平成30年)	取引① 土地 a - 岩本社長と Y 社との間で賃貸借契約を開始 - Y 社とダイワ通信との間で賃貸借契約を開始
2018年1月1日 (平成30年)	取引② マンション b ■■■■■ - ディーズカンパニーと Y 社との間で賃貸借契約を開始 - Y 社とダイワ通信との間で賃貸借契約を開始
2020年2月1日 (令和2年)	取引③ 土地 a - 岩本社長と X 社の間で賃貸借契約を開始 - X 社とダイワ通信の間に賃貸借契約を開始
	取引④ マンション b ■■■■■ - IWA と X 社の間で賃貸借契約を開始 - X 社とダイワ通信の間に賃貸借契約を開始
2020年6月5日 (令和2年)	取引⑤ マンション c ■■■■■ - IWA と X 社の間で賃貸借契約を開始 - X 社とダイワ通信の間に賃貸借契約を開始
2024年10月1日 (令和6年)	取引⑥ マンション d ■■■■■ - IWA と X 社の間で賃貸借契約を開始 - X 社とダイワ通信の間に賃貸借契約を開始

(2) IWA について

IWA（当時の商号はダイワ通信株式会社（旧ダイワ通信））は、2016年3月、商号をディーズカンパニーに変更するとともに、新設分割により、不動産事業を除く全ての事業を新設したダイワ通信（現在の当社）に承継させ、その後は、岩本社長の資産管理を主たる事業とする岩本社長の資産管理会社となった。

同社の役員は、上記新設分割後の2016年4月から現在に至るまで、代表取締役である岩本社長及び取締役である S 氏（■■■■■）であった。また、遅くとも2017年2月28日以降、同社の株主は、岩本社長、岩本社長の息子3名の合計4名であった。

岩本社長が保有する IWA の株式は2018年10月1日から2021年5月28日まで全ての株主総会の決議事項について拒否権を有する内容の種類株式であり、同日に行われた定款変更以後は、息子3名が保有する株式は無議決権種類株式とされ、株主総会において議決権を有するのは岩本社長だけとなった。

上記の事情から、IWA は岩本社長に実質的に支配され、岩本社長が事実上の主宰者となっているものであり、岩本社長個人と同一視できると認められる。

なお、IWA の経理業務は、岩本社長からの依頼で多賀氏が担当していた。

2. 土地aについて

(1) 概要

本件土地は、石川県[]内の住宅街にある更地（[]）である。2008年11月29日[]の売買を所有権移転原因として、岩本社長に所有権移転された。

岩本社長によると、将来的に息子らへ残してやるため[]に購入し、更地のままになっていた土地とのことである。

(2) 2018年1月のY社を介した賃貸借契約の内容

ア 岩本社長は、2018年1月1日、Y社との間で、土地aにつき賃料月額18万8100円でY社に賃貸する旨の「土地賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結した。さらに、岩本社長は、同日、ダイワ通信を代表して、Y社との間で、土地aにつき賃料月額19万8000円でY社から賃借する旨の「土地賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結した。

イ 2018年1月1日当時、ダイワ通信の発行済株式800株のうち、岩本社長が500株、IWAが300株を保有していた。

(3) X社を介した賃貸借契約への変更

ア 岩本社長は、かねて自身又はIWA所有の不動産管理をY社に依頼していたものの、同社から別会社へ変更したいと考えていたところ、知人からX社を紹介され、同物件の管理をX社に依頼することとした。

イ 岩本社長は、2020年1月14日付けで、新たにX社との間で、本件土地につき賃料月額19万806円で賃貸する旨の「土地賃貸借契約書」と題する賃貸借契約書を締結し、その後、2020年2月1日付けで、同内容の「特定賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結した。それとともに、岩本社長は、同日、ダイワ通信を代表して、X社との間で、本件土地につき賃料月額19万8000円でX社から賃借する旨の賃貸借契約を締結した。

同日以降、本件土地の賃貸料につき、X社名義の口座から[] S氏名義の口座に毎月19万806円が振込入金されるようになった。

その後、岩本社長は、2020年6月15日、X社との間で、2020年7月分以降の賃料につき月額19万2984円に変更する旨の合意をしており、同月以降、X社名義の口座からS氏名義の口座への振込入金額は19万2984円となった。

ウ 2020年2月1日当時、ダイワ通信の株主構成は、発行済株式総数2707株のうち岩本社長が921株（約34%）、IWAが1580株（約58.3%）、隈田氏が66株（約2.4%）、前田氏が120株（約4.4%）、多賀氏が20株（約0.7%）であった。

(4) 使用実態

ダイワ通信は、2018 年頃から現在に至るまで、本件土地について、DSS の K 氏ほかセキュリティ事業に所属する者が防犯カメラ設置工事により生じた廃材や高所作業車の仮置き場、一時的な駐車場として使用することがあったものの、K 氏の当委員会によるヒアリング結果によれば、K 氏自身は過去に数回程度の使用であり、使うときでも更地の全面積のせいぜい 5 分の 1 程度であったとのことであり、「なくても事業は回るけど、あれば便利だと思う。」とのことである。

そうすると、本委員会としては、ダイワ通信が毎月 20 万円弱⁴の賃料相当額を岩本社長に支払うまでの必要性、合理性については疑問を抱かざるを得ない。

(5) 岩本社長による説明

岩本社長は、当委員会のヒアリングで、本件土地の取引について、多少なりともダイワ通信の事業に貢献していることから周辺土地の賃料相当額程度でよいのでダイワ通信からお金を受領できないかと考え、前田氏に相談したところ、岩本氏とダイワ通信との間に不動産業者を入れるという方法があると聞いてこの取引を開始した。もともと自身とダイワ通信との直接的な取引ありきで考えていたところ、契約の形として別の業者を中間に入れるようにした旨説明している。

もっとも、中間に不動産業者を介在させる必要性、経緯につき、前田氏は、当委員会のヒアリングに対し、2018 年当時、不動産取引に詳しいわけではなく間に不動産業者を入れるという方法があると岩本社長に話したことはなかった旨供述している。岩本社長は、岩本氏とダイワ通信という近親者の取引の場合、周辺の賃料相場と大差のない金額で賃貸借契約を締結しなければならないと思っていたところ、不動産業者に間に入ってもらえればそのような要請は実現しやすいと考えた旨説明する。しかし、前田氏の供述と合致していないこと、岩本社長の説明の内容自体直ちに理解し難いこと等から、岩本社長とダイワ通信との直接の取引だと目立ってしまうのでそれを避けようという意図がうかがえる。

(6) 利益相反取引に関する取締役会の承認決議等がなかったこと

土地 a に関する賃貸借契約の締結が会社法上の利益相反取引に該当することは明らかであり、取締役会で承認決議を経なければならない。

ダイワ通信では、本件土地に係る Y 社又は X 社を介在させたいずれの賃貸借契約ともに、取締役会による承認を得ていなかった。契約書に押印されている認印の押印については、社内稟議によって押印申請され、然るべき手続を経て押印されるべきであったが、岩本社長が、当時管理部で財務担当であった V 氏（XXXXXXXXXX）が実印や認印を保管する金庫を管理していたところ、同人に指示して、当該契約書に押印させ

⁴ 不動産鑑定士から同土地の賃料として適正か否かの意見を聴取するなどしたところ、同金額はやや高額と認められた。

て契約手続を進めた可能性が高い。

ただし、後述のとおり、Y 社を介在させた賃貸借（転貸借）契約が締結された 2018 年 1 月 1 日時点では、ダイワ通信の株主が岩本社長及び岩本社長が実質的に支配する IWA（代表取締役岩本社長）だけであったことから、土地 a に関する賃貸借（転貸借）契約の締結についてダイワ通信の全株主の同意があったものと認められ、取締役会決議がなかったとしても利益相反取引規制に違反するとはいえない。

他方、X 社を介在させた新しい賃貸借（転貸借）契約が締結された 2020 年 2 月 1 日の時点では、ダイワ通信には、岩本社長及び IWA だけでなく、隈田氏、前田氏及び多賀氏がダイワ通信の株式を保有していた。この点、少なくとも隈田氏は、X 社を介在させた本件土地に係る賃貸借契約当時から本件発覚に至るまでの間、本件土地を含む後述のマンション b、マンション c 及びマンション d に係る賃貸借契約のいずれも認識していなかったことから、土地 a に関する賃貸借（転貸借）契約の締結について全株主による同意があったとはいえない。

(7) 岩本社長以外の取締役の認識

ア 多賀氏の認識

多賀氏は、当委員会のヒアリングにおいて、2021 年 12 月、岩本社長が税務署から個人の所得税に関する税務調査を受けた際、岩本社長からの指示で、メールで、X 社から本件土地に係る一連の賃貸借契約書（岩本社長と X 社間、X 社とダイワ通信間の各契約書）を送ってもらって岩本社長に手渡した際、本件土地につき、ダイワ通信から岩本社長へ賃料が支払われることを認識したものであり、それまでは、土地 a について、岩本社長と X 社間、X 社とダイワ通信間の各取引について知らなかったなどと述べている。

しかし、多賀氏の説明は、以下のメールなどの客観的証拠などと齟齬しており、当委員会としては、にわかに信用することができない。

まず、岩本社長と Y 社（X 社）との取引に関してであるが、多賀氏は、2017 年 11 月 27 日、前田氏に対し、土地 a について岩本社長を賃貸人、Y 社を賃借人とする契約書案と思われる PDF データを添付した「RE サブリース契約（土地）の件」と題するメールを送信し、契約期間について変更した方が良い旨アドバイスした事実が明らかになっている（別紙資料 2 のメール 1 参照）。なお、このメールは、前田氏が、岩本社長から上記契約書案の内容を確認するよう指示された後、多賀氏に転送し、多賀氏からアドバイスをもらったものである。したがって、多賀氏は、2018 年 1 月に土地 a について、岩本社長が Y 社と賃貸借契約を締結する前に、その内容を認識していたと認められるところである。さらに、メールのタイトルは「サブリース契約（土地）の件」とされており、契約書にも転貸を前提とした条項が定められていること、Y 社は不動産管理業者であって同社自身が土地 a を事業に利用するとは考え難いことから、Y 社からの転貸が行われることが前提となっていた。

次に、ダイワ通信と Y 社との賃貸借契約について、多賀氏は、2018 年 10 月 25 日、

ダイワ通信の経理を担当していた V 氏から「家賃支払い表」と題するメール（別紙 2 の資料 2 参照）を受信し、「毎月 家賃一覧です。金額は 定額です。」として、家賃の支払一覧の Excel ファイルの送付を受けて家賃支払に関する報告書を受けた証拠が残っている。当該 Excel ファイルには、項番 11「Y 社」に対する支払として、金額「448,000」、内容「サブリース 2 件分」という表記がされていた。この「2 件」というのは、同時期に Y 社と契約された、土地 a と後述のマンション b のマンションと認められるところである。また、多賀氏は、2019 年 9 月 26 日にも同様に、当時経理を担当していたとされる V 氏から「セキュリティ家賃請求書支払い表」と題するメール（別紙 2 資料 3 参照）を受信し、「セキュリティ部 家賃社宅等です。」として、家賃の支払一覧の Excel ファイルの送付を受けたという証拠が残っている。当該 Excel ファイルにも、項番 3「Y 社」に対する支払として、金額欄に「448,000」、備考欄に「サブリース 2 件分 250,000 本社 198,000」 という表記がされていた。

これらのメールが残っていることに加え、岩本社長は、当委員会のヒアリングにおいて、多賀氏と前田氏は、2018 年 1 月の Y 社との契約の段階から、ダイワ通信と岩本社長との間に Y 社が入るという一連の契約の形式については分かっていたはずであると説明する。これに対し、多賀氏は、当委員会のヒアリングに対し「これらメールや Excel ファイルを見た記憶はない。」と主張するばかりである。

以上より、多賀氏は、2018 年の契約前後には、土地 a について、ダイワ通信から岩本社長に賃料名目で金銭が支払われていたことを認識していたと推認される。

イ 他の取締役の認識

2018 年 1 月及び 2020 年 2 月当時、ダイワ通信の取締役は、岩本社長、多賀氏、隈田氏及び前田氏であった。

隈田氏は、一切知らなかったと述べるところ、同人は本件取引を管理する管理部を所掌していない上、その供述に疑いを差し挟む証拠は見つからなかった。

前田氏は、2018 年 1 月に Y 社を中間に入れる取引をした段階で、本件取引（ダイワ通信が賃料相当額の金銭を岩本社長に支払うこと）の全体概要を知っていたと述べる。

3. マンション b 号室について

(1) 概要

マンション b は、金沢市内所在の マンション である。マンション b は、2017 年（平成 29 年）1 月 30 日、売買を原因とし、IWA の前身であるディーズカンパニーを所有者とする所有権保存登記がされ た。

マンション b は、岩本社長が 2020 年 6 月頃にマンション c に転居するまでの間、居所として使用していた。また、岩本社長がマンション c に転居した後は、本報告書提出時まで、 T 氏及びその家族が居住している。

(2) Y 社を介した賃貸借契約の内容

岩本社長は、マンション b についても、Y 社を形式的に介在させて、ダイワ通信から賃料相当額の金銭を受領することとした。

岩本社長は、2018 年 1 月 1 日、IWA（当時の商号はディーズカンパニー）を代表して、Y 社との間で、賃料月額 23 万 7500 円で Y 社に賃貸する旨の「サブリース契約書」と題する賃貸借契約を締結するとともに、同日、ダイワ通信を代表して、Y 社との間で、賃料月額 25 万円で Y 社から賃借する旨の「建物賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結し、毎月、賃料名目でダイワ通信から金銭を受領した。

なお、Y 社を介在させた賃貸借契約の時点でのダイワ通信の株主は、岩本社長及び IWA だけであった。

(3) X 社を介した賃貸借契約状況

岩本社長は、2020 年 2 月、土地 a に関する経緯と同様に、マンション b についても中間に入る不動産業者を Y 社から X 社に変更した。

岩本社長は、2020 年 2 月 1 日、IWA を代表して、X 社との間で、月額賃料 33 万 8450 円で X 社に対し賃貸する旨の「サブリース契約書」ないし「特定賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結するとともに、同日、ダイワ通信を代表して、X 社との間で、マンション b につき月額賃料 35 万円⁵で X 社から賃借する旨の「建物賃貸借契約書（居住用）」と題する賃貸借契約を締結した。なお、IWA と X 社との間の賃貸借契約の金額については、2020 年 6 月 15 日付けで、2020 年 7 月分以降につき月額 34 万 2300 円に変更する旨の合意をした。

各賃料は、毎月、ダイワ通信から X 社に支払われ、さらに X 社から IWA へ支払われていた。

なお、X 社を介在させた賃貸借契約の時点でのダイワ通信の株主は、発行済株式総数 2707 株のうち岩本社長が 921 株（約 34%）、IWA が 1580 株（約 58.3%）、隈田氏が 66 株（約 2.4%）、前田氏が 120 株（約 4.4%）、多賀氏が 20 株（約 0.7%）であった。

(4) 岩本社長の説明

契約形態に関する説明については、土地 a と同様である。

加えて、岩本社長は、当委員会のヒアリングにおいて、マンション b は大手デベロッパー [] が手がける分譲マンションであるところ、同社はダイワ通信のセキュリティ事業にとって防犯カメラ販売の得意先であり、その取引上の付き合いから購入したものであり、ダイワ通信の事業にも役立っている側面もあるから周辺地域マンションの賃料相当額程度の金銭をダイワ通信に負担して欲しかった旨説明する。

しかしながら、上場会社となる以上、会社の財産と私的な財産とは厳に区別すべきも

⁵ 不動産鑑定士から同マンションの賃料として適正か否かの意見を聴取するなどしたところ、同金額は適正な範囲内と認められた。

なお、岩本社長は、当委員会のヒアリングにおいて、社員寮ということでダイワ通信から支払った旨述べていたこともあったが、当社社員寮規程は地方におけるいわゆる借上げ物件の賃料補助に関するものであり、そもそもマンション b には適用がないこと、役員寮に関する規程はないこと等から、ダイワ通信が賃料を支出する理由にはならない。

ダイワ通信では、マンションbに係るY社又はX社を介在させた賃貸借契約についても、利益相反取引に関する取締役会の承認決議や契約締結に必要な社内稟議を得ていなかった。

前田氏は、土地 a と同様に、2018 年 1 月に Y 社を中間に入れる取引をした段階で、岩本社長が IWA の赤字体質に苦勞しておりダイワ通信から援助を受けたいと言っていたと述べており、本件取引の概要は知っていたと述べる。

マンション
である。マンションcは、2020年6月5日売買を原因としてIWAを所有者とする所有権保存登記がされ

た。

マンションcは、2020年6月以降、本報告書提出時においても、岩本社長が金沢市滞在中の居住として使用している。

(2) X社を介した賃貸借契約状況

岩本社長は、2020年6月5日、IWAを代表して、賃料月額48万9000円でX社に賃貸する旨の「特定賃貸借契約書」と題する賃貸借契約を締結するとともに、同日、ダイワ通信を代表して、賃料月額50万円⁶でX社から賃借する旨の「建物賃貸借契約書（居住用）」と題する賃貸借契約を締結した。

各賃料は、毎月、ダイワ通信からX社、X社からIWAに支払われていた。

なお、2020年6月5日時点での株主構成は、上記2(3)エ記載の2020年2月1日当時のダイワ通信の株主構成と同様、発行済株式総数2707株のうち岩本社長が921株（約34%）、IWAが1580株（約58.3%）、隈田氏が66株（約2.4%）、前田氏が120株（約4.4%）、多賀氏が20株（約0.7%）であった。

(3) 岩本社長の説明

IWAとダイワ通信の間にX社を入れるという契約形式に関する説明は、土地aやマンションbと同趣旨である。⁷

また、ダイワ通信から賃料相当額の金銭を支払ってもらおうと考えた理由についてもほぼ同様であり、岩本社長は、当委員会のヒアリングにおいて、マンションcを手掛けた大手マンションデベロッパーが属するグループは、ダイワ通信における防犯カメラ販売の得意先であり、その取引上の付合いもあって購入したものであるから、ダイワ通信にも賃料相当額程度は負担して欲しかった旨述べる。

(4) 利益相反取引に関する取締役会の承認決議等がなかったこと

ダイワ通信では、マンションcに係るX社を介在させた賃貸借契約について、利益相反取引に関する取締役会の承認決議も契約書締結に関する社内稟議も経ていなかった。

⁶ 不動産鑑定士から同マンションの賃料として適正か否かの意見を聴取するなどしたところ、同金額は適正な範囲内と認められた。

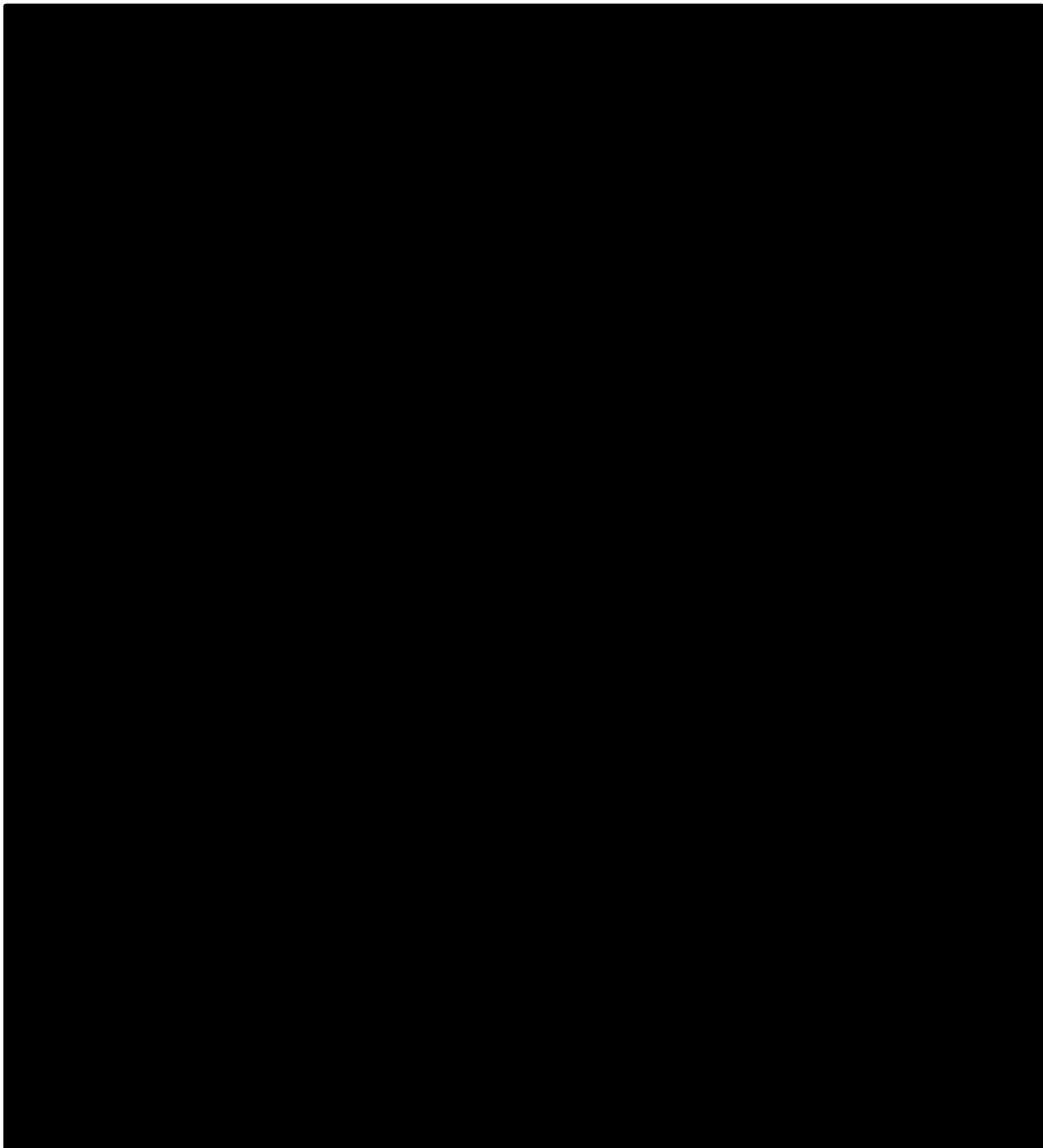
⁷ 岩本社長は、2021年3月11日、マンションcに関し、X社のW氏に対し、LINEで、「マンションcの入居届にIWAMOTOアセットマネジメントとX社でサブリースしている形にしているの、一応大義名分的に賃貸契約しているので管理会社にX社を記載しとくので、よろしく頼みます。」とのメッセージを送信している。「一応大義名分的に」とあることから、岩本社長、X社W氏ともに形式的にX社が間に入っていたにすぎないことを前提に話をしていると認められる。

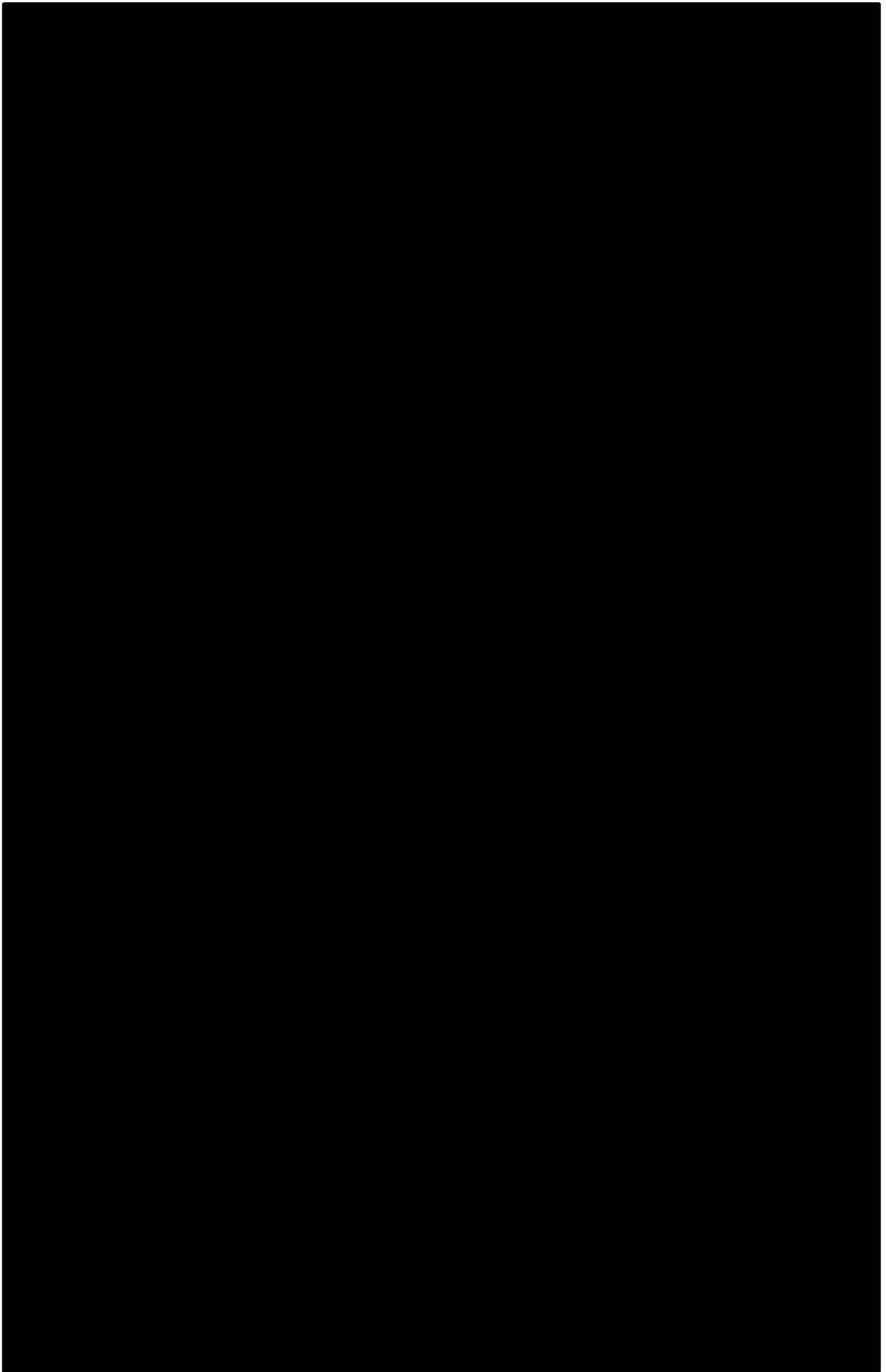
(5) 岩本社長以外の取締役の認識

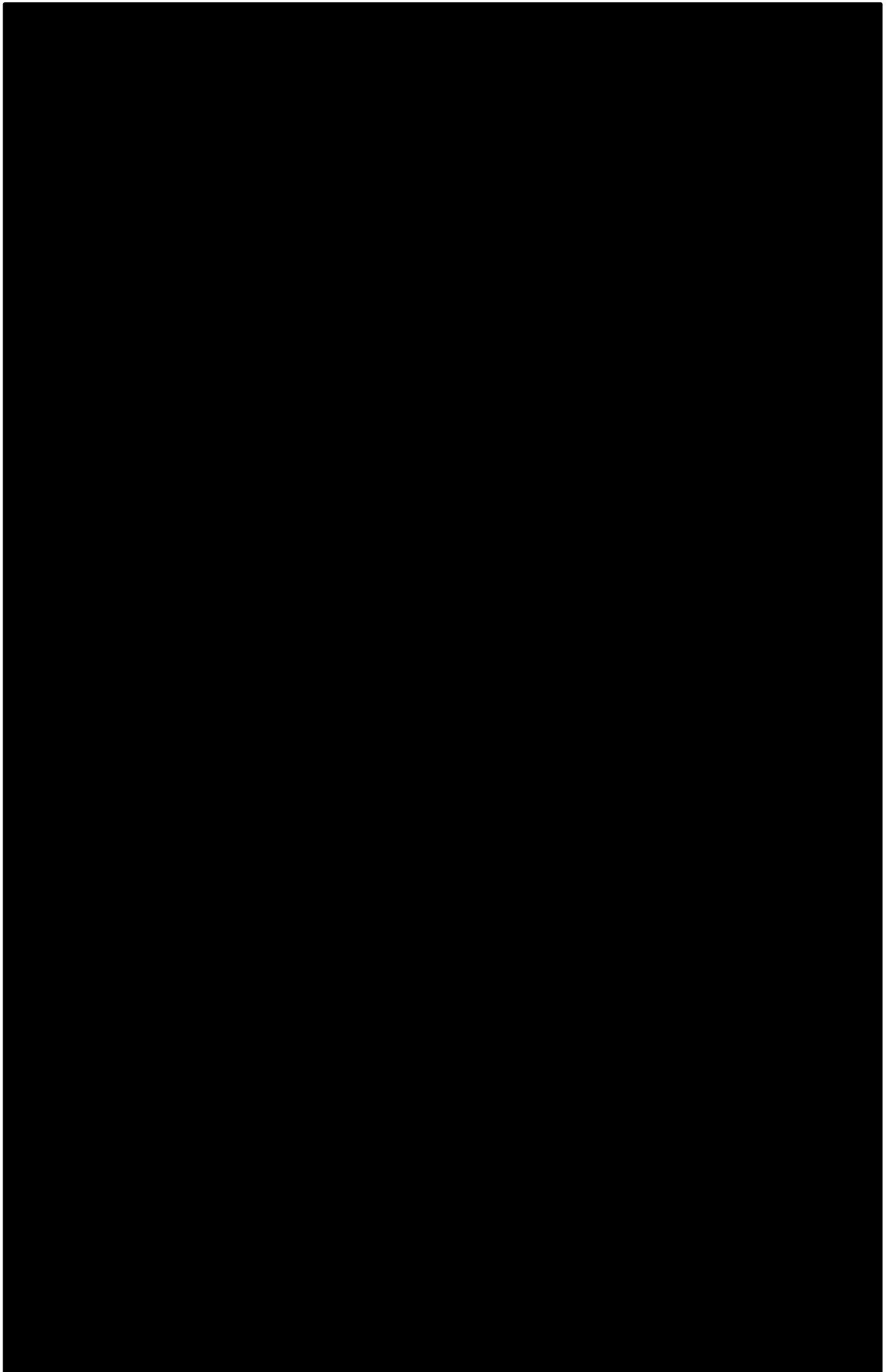
ア 多賀氏の認識

多賀氏は、当委員会のヒアリングにおいて、遅くとも2020年4月頃には、IWAの経理業務をする過程で、IWAとX社との間の賃貸借契約については知ったものの、X社とダイワ通信間の転貸借契約（すなわち、ダイワ通信が賃料相当額の金銭をIWAに支払うこと）については、2022年3月にV氏が退職するのをきっかけに引継ぎを受けた時点で認識したと供述する。

しかし、多賀氏は、以下の一連のメールのとおり、2020年9月28日から同月30日にかけて、マンションcの開発者[REDACTED]に対し、マンションcのインテリア費用の請求書の宛先をダイワ通信に変更した上、摘要欄を空欄にするようにメールで依頼し、同担当者をして、その旨の請求書を作成させていた（別紙2の資料4参照）。







以上より、多賀氏は、IWA で購入したマンション c について、本来、ダイワ通信で負担することができない岩本社長居住用のインテリア費用をダイワ通信で支払うようにしたことが明らかである。

これに加え、多賀氏は、2018 年には IWA で購入したマンション b の賃料をダイワ通信が支払っていたことを認識していた可能性が高いこと、マンション c は岩本社長がそれまで居住していたマンション b から引っ越した先のマンションであり、ダイワ通信との間で同様の賃貸支払が行われると容易に想像がつくこと、岩本社長は、多賀氏がマンション b の契約当初から、ダイワ通信が IWA へ賃料相当額の支払をすることを分かっていたはずだと述べる等から、多賀氏の供述は信用し難い。

なお、多賀氏は、岩本社長に相談してその指示のとおりには [] 担当者に連絡しただけで、ダイワ通信と X 社の間の賃貸借契約の存在を知った上でこのようなメールをしたわけではない、と供述している。

イ その他の取締役の認識

2020 年 6 月 5 日の契約時点のダイワ通信の取締役は、岩本社長、多賀氏、隈田氏及び前田氏であった（なお、社外取締役の米沢氏は、同月 29 日の株主総会により選任されており、同月 5 日の時点では社外取締役ではない）。

隈田氏は、土地 a 及びマンション b と同様に、マンション c の取引についても一切知らなかったと述べており、この供述に疑いを差し挟む証拠は見つからなかった。

前田氏は、土地 a 及びマンション b と同様に、本件取引の概要は知っていたと述べる。

5. マンション d [] 号室について

(1) 概要

マンション d は、東京都 [] に所在する、[] マンションである。マンション d [] 号室 は、2024 年 9 月 27 日、売買を原因として、IWA を所有者とする所有権保存登記がされた。

マンション d [] 号室は、岩本社長の東京滞在時の住居を目的としていた。[] 号室には地下があり、ベッド 2 台、トイレ、バスルームなどを備えたホテルのようなゲストルームとなっているが、岩本社長によれば、親族が東京に来たときに利用する程度であり利用していない、とのことであった。

(2) 賃貸借契約

岩本社長は、2024 年 10 月 1 日、マンション d [] 号室について、IWA と X 社との間で、IWA を代表して、賃料月額 231 万円で X 社に賃貸する旨の賃貸借契約を締結するとともに、同日、X 社とダイワ通信との間で、ダイワ通信を代表して、賃料月額 233 万 6000 円⁸でダイワ通信が賃借する旨の賃貸借契約を締結した。同契約に基づく賃料は、

⁸ 不動産鑑定士から同マンションの賃料として適正か否かの意見を聴取するなどしたところ、同金額は適

ダイワ通信から X 社に支払われ、X 社から IWA に支払われた。マンション d に関する契約も、上記の 3 物件と同様に、IWA とダイワ通信の間に、X 社を形式的に介在させた取引に過ぎなかったと認められる。

(3) 岩本社長の説明

IWA とダイワ通信の間に X 社を入れるという契約形式に関する説明は、土地 a、マンション b 及びマンション c と同趣旨である。

また、ダイワ通信から賃料相当額の金銭を支払ってもらおうと考えた理由もほぼ同様であり、岩本社長は、当委員会のヒアリングにおいて、マンション d が大手不動産デベロッパー [REDACTED] が手がけていたところ、同社はダイワ通信における防犯カメラ販売の得意先であり、その取引上の付き合いもあって購入したものであるから、ダイワ通信にも賃料相当額程度は負担して欲しかった旨述べる。

(4) 取締役会の承認決議がなく、社内稟議の手続にも瑕疵があったこと

ダイワ通信では、X 社とダイワ通信との間のマンション d [REDACTED] 号室の賃貸借契約について、利益相反取引に関する取締役会の承認決議をしていなかった。

契約締結に当たっては、岩本社長が [REDACTED] U 氏に対し、IWA と X 社の間、X 社とダイワ通信の間の各賃貸借契約書を渡し、U 氏がダイワ通信の認印を使用し、契約書に押印した。当時、ダイワ通信においては、[REDACTED] に設置された金庫内に、ダイワ通信の実印及び認印、IWA の実印及び認印を保管していた。当該金庫の暗証番号を知るのは、岩本社長、U 氏及び T 氏だけであった。認印の管理については、月曜日に U 氏が金庫から認印を出して多賀氏に渡し、多賀氏が月曜日から金曜日までの間、鍵のかかるキャビネットに保管し、金曜日に多賀氏から U 氏に戻され、U 氏が金庫内において保管していた。U 氏は、契約の締結に当たり、入社後間もなく社内の稟議申請のフローを理解していなかったことなどから、押印申請や稟議申請等の社内に必要な手続を経ることなく、契約手続を進行させた。

その後、2024 年 11 月 6 日、U 氏は、事後の稟議が必要ではないかと考え、マンション d の賃貸借契約について、事後稟議申請をし、同日、多賀氏による決裁がなされ、承認された。⁹

(5) 岩本社長以外の取締役らの認識

2024 年 10 月 1 日時点のダイワ通信の取締役は、岩本社長のほか、多賀氏、隈田氏、前田氏、社外取締役の米沢氏（2020 年 6 月選任）及び同じく社外取締役の木村氏（2021 年 6 月選任）であった。

多賀氏は、遅くとも 2024 年 11 月 6 日に U 氏から賃料支払に関する事後稟議申請を

正な範囲内と認められた。

⁹ 当該事後稟議書は、ダイワ通信から監査法人に提出された稟議書一覧から記載が漏れていた。

受けた段階でこの取引を認識した。

隈田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、土地 a、マンション b 及びマンション c と同様に、本件取引を認識していたとは認められず、また、前田氏は、本件取引の概要は知っていたと述べる。

米沢氏及び木村氏は、いずれも本件取引を認識していなかったと述べており、この供述に疑いを差し挟む証拠は見つからなかった。

6. 利益相反取引の該当性、法的評価

(1) 会社法令と利益相反取引該当性

会社法上、取締役が自己又は第三者のために会社と行う取引（いわゆる直接取引）及び取締役以外の者との間における会社と取締役との利益が相反する取引（いわゆる間接取引）については、利益相反取引として当該会社の取締役会の承認を要するものとされている（会社法 356 条 1 項 2 号、3 号、365 条 1 項）。

本調査で明らかとなった事実関係によれば、不動産 4 物件について、ダイワ通信を転借人とする下記の 6 つの利益相反取引を疑うべき賃貸借取引が存在する。

取引	契約締結日	物件	賃貸人（所有者）	転貸人	転借人
①	2018.1.1	土地 a	岩本社長	Y 社	ダイワ通信
②	2018.1.1	マンション b ■■■ 号室	IWA ¹⁰	Y 社	ダイワ通信
③	2020.2.1	土地 a	岩本社長	X 社	ダイワ通信
④	2020.2.1	マンション b ■■■ 号室	IWA	X 社	ダイワ通信
⑤	2020.6.5	マンション c ■■■ 号室	IWA	X 社	ダイワ通信
⑥	2024.10.1	マンション d ■■■ 号室	IWA	X 社	ダイワ通信

IWA は、岩本社長が実質的に支配し、事実上の主宰者となっていることから、岩本社長個人と同視すべきである。そして、上記①から⑥の各取引は、4 つの物件のいずれも岩本社長ないし IWA が所有する不動産であり、当該物件の転借料としてダイワ通信の支払う金銭のほぼ全額が、IWA 又は岩本社長個人の収入となる構造になっており、会社と取締役である岩本社長との利益が相反する性質の取引となっている。

また、上記①から⑥の各取引は、形式的には、第三者である Y 社又は X 社が転借人であるダイワ通信の直接の契約の相手方当事者となっているものの、本取引は、いずれ

¹⁰ 当時の商号はディーズカンパニー

も、ダイワ通信から IWA 又は岩本社長に対して賃料相当額の金銭を提供する目的のために、賃貸人を IWA 又は岩本社長とし、転借人をダイワ通信とすることが当初から想定され、Y 社はその間に入っただけと認められた。

そうすると、上記①から⑥の各取引の実態は、岩本社長とダイワ通信との賃貸借取引であったと評価せざるを得ず、会社法上の利益相反取引に該当するのは明らかである。しかし、ダイワ通信では、取締役会の承認決議がなされたことはなかった。

(2) 全株主の同意がある場合について

ア 最高裁判所判例によれば、会社と取締役との利益相反取引に該当する場合であっても、会社の全株主の同意の下になされた取引であれば、実質的に会社と取締役との間に利益が相反する関係にはないことから、(取締役会決議がなくても) 利益相反取引規制に違反しない、とされる(最判昭和 45 年 8 月 20 日、最判昭和 49 年 9 月 26 日など)。

そうすると、上記①及び②の取引については、当該取引に係る契約が締結された 2018 年 1 月 1 日当時、ダイワ通信の株主は岩本社長及び岩本社長が実質的に支配する IWA だけであり、ダイワ通信の全株主の同意のもとになされた取引であったと認められることから、利益相反取引規制に違反せず、有効な取引であったと認められる。

イ その後、ダイワ通信は、株式交換(2018 年 3 月 1 日)及び新株の発行(2018 年 3 月 31 日)を行うことにより、岩本社長及び IWA 以外の株主(隈田氏、前田氏及び多賀氏)が生じた。そして、新しくダイワ通信の株主となった者のうち、少なくとも隈田氏は上記①及び②の各取引が行われていることを当時認識していなかったことから、2018 年 3 月 31 日時点では、全株主の同意があることをもって実質的に利益相反取引規制に違反しないとはいえない状態となった。

しかし、上記①及び②の各取引は、当該取引に係る契約が締結された時点においていったん有効と評価された取引であった以上、契約内容に何ら変更がないのに、その効力が事後的な株主変動をもって利益相反取引として 2018 年 3 月 31 日よりも前に遡って無効となるとは考えられない。また、2018 年 3 月 31 日以降については、取締役会の承認決議も全株主の同意もない状態ではあるものの、やはりいったん有効とされた継続的取引について、契約内容に何ら変更がないのに、株主変動の時点で取締役会の承認決議をしなければならなかったと解釈するのは困難であり、直ちに利益相反取引規制に違反して無効と断じることはできないと考える。

ウ もっとも、2020 年 2 月 1 日以降締結された上記③から⑥の各取引(以下「**本件 4 取引**」という。)については、これらの取引の存在を認識していない株主¹¹がいる中で関連する賃貸借契約書が新たに締結されている。これらの取引は、いずれもダイ

¹¹ 本取引③④⑤の取引が行われていることについて、少なくとも隈田氏は当時認識していなかったものであり、また、本取引⑥の取引は、ダイワ通信が東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場させた後に新たに締結された賃貸借契約に基づく取引である。

ワ通信の取締役会による承認決議が必要な利益相反取引に該当するのは明らかであり、当該取締役会の承認決議が得られていない本件4取引は、利益相反取引規制に違反し無効である。

7. 関連当事者取引の該当性、有価証券報告書への不記載に関する評価

(1) 関連当事者取引の開示規制

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）の適用を受け、連結財務諸表を作成する会社は、関連当事者との取引を行っている場合、その重要なものについて、有価証券報告書に記載の連結財務諸表に注記しなければならないことから（金融商品取引法193条、連結財務諸表規則15条の4の2）、かかる関連当事者取引について有価証券報告書に注記をすべき事項を記載しない行為は法令に違反するものである。¹²

(2) 関連当事者の範囲

有価証券報告書で注記の記載が必要になる関連当事者の範囲は、企業会計基準11号「関連当事者の開示に関する会計基準」（「関連当事者会計基準」）にて、以下のように定められている。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主¹³及びその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧ 親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社との間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る）

¹² 有価証券報告書に記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合には、刑事罰や課徴金納付命令（金商法172条の4第1項）などの行政処分を受ける可能性がある。また、ダイワ通信は、会計監査人設置会社であるところ、会社法上、会計監査人設置会社である株式会社は、原則として計算書類（個別注記表）に関連当事者との取引のうち重要なものを注記する必要があり（会社計算規則98条1項15号、同条2項、112条）会社法にも違反する疑いがある。

¹³ 「主要株主」とは、保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいうものとされている。

なお、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。

(3) 関連当事者取引の該当性及び有価証券報告書の注記不記載

岩本社長は、ダイワ通信の代表取締役社長であるとともに、ダイワ通信の総株主の議決権の10%以上を保有する主要株主でもあることから、関連当事者に該当する（上記基準⑥⑦）。また、IWAは、財務諸表作成会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社であることから、関連当事者に該当する（上記基準⑩）。

本件4取引はいずれも、X社は形式的に介在しただけの存在であり、ダイワ通信の実質上の相手先は、関連当事者である岩本社長又はIWAであることから、関連当事者取引に該当する（関連当事者会計基準8項）。

また、本件4取引は関連当事者との間の重要な取引に該当するものであったといえ、本件では、有価証券報告書の連結財務諸表において、本件4取引の内容について、関連当事者との取引に関する注記として、連結財務諸表規則及び関連当事者会計基準等にしたがって適切に記載する必要があったところ、ダイワ通信が提出した有価証券報告書に上記記載はされておらず、その注記不記載があったと認められる。

(4) 会計上の評価

本件4取引はいずれも取締役会決議を経ずに実行されたが、ダイワ通信において、「関連当事者等管理規程(2021年1月13日実施)」及び「職務権限規程(2021年3月15日)」、「別表_職務権限一覧表」が整備された後に開始したのはマンションd■■■■号室に関する取引だけであり、他の3取引に関連当事者取引の実行にかかる承認手続に瑕疵があったとはいえない。

しかしながら、本件4取引は利益相反取引に該当するものであり、本件4取引について、会社法上必要な手続である取締役会決議を経ておらず、取引は法的に無効であるから、本件4取引にかかる地代家賃を会社の費用として計上することは、適切な会計処理とはいえず、修正が必要となる。当該修正による影響については第5にて記載する。

8. 法令上の規制が効かなかった経緯等

本件4取引は、いずれも利益相反取引、関連当事者取引であり、本来、会社法、金商法、会計基準上の規制に服すべきものであり、有価証券報告書（新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）や上場時の有価証券届出書等を含む。）に関連当事者取引として注記される必要があった。

土地aやマンションbの取引は、非上場時代であった2018年1月に開始されたものであり、その当時は、関連当事者等管理規程は社内整備されていなかったものであるが、少なくとも2022年12月に上場する直前々期、直前期の上場準備の期間中には、関連当事者取引の有無について整理されるべきであった。また、会社法上の利益相反取引については、上場・非上場にかかわらず、必要に応じて、取締役会の承認決議が必要であっ

たことは言うまでもない。

しかし、ダイワ通信では、以下のような事情によって、法令上の規制が効かなかった。

(1) 関連当事者に関する役員アンケートなど

ダイワ通信では、2020年3月期以降、関連当事者である各役員は、自身が関与する関連当事者取引について関連当事者取引等質問回答書に記載し管理部に提出することとなっている。しかし、岩本社長は、関連当事者取引等質問回答書に本件4取引を記載したことはなかった。また、管理部においても、本件4取引を関連当事者取引として監査法人に報告したことは過去1度もなかった。

(2) 取締役会について

ア 本委員会が2019年4月以降の取締役会議事録の精査、関係者ヒアリングなどの調査した限り、ダイワ通信の取締役会で本件4取引が議論の俎上に上がったことは一度も認められなかった。

イ 本件4取引を行った主体は岩本社長であり、全体像を最もよく知っている立場であった上、ダイワ通信と岩本社長又はIWAとの中間に第三者を入れるという一見して分かりにくい契約形態を採ったのであるからより一層、岩本社長自ら分かりやすく報告し、関連当事者取引、利益相反取引の該当性について確認する姿勢が期待されていたと考えられる。

しかし、当委員会が調査した限り、岩本社長は取締役会など公の場で詳細を説明したような証跡は見当たらなかった。

ウ 多賀氏は、本件4取引の全体像を知った経緯、時機について真実を述べているのか否か疑わしいところであるが、同人の供述を前提としたとしても、遅くとも上場準備段階では全体像を認識していたとのことである。しかし、多賀氏は、取締役会の承認決議をとろうとしなかったし、監査役会や主幹事証券会社、監査法人に本取引について報告、相談したことはなかった。

なお、多賀氏は、当委員会のヒアリングにおいて、有価証券報告書への注記の必要性に関し、「本件4取引はダイワ通信とIWAとの取引であるところ、IWAは法人であるので、1000万円以上の取引について開示しなければならないという個人に関する重要性基準が適用されないと思っていた。そして、関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針で定められている重要性の基準を下回っており注記不要という認識だった。」と弁解している。しかし、会計基準の解釈では、岩本社長の資産管理会社であるIWAは岩本社長個人と同視して考えなければならないので、誤った解釈であった。むしろ、多賀氏が公認会計士という専門家であることから考えると、本当に上記弁解のような基本的な解釈誤りをしていたとは考え難いことから、自己の重大な責任を回避しようと考えて、後から作出した虚偽答弁である可能性がある。逆に、仮に上記弁解が本当であったならば、公認会計士でありながら会計基準を読み間違えたまま内容虚偽の有価証券報告書を提出したということであって、

重大な過失があったと認められる。

エ 前田氏は、2018 年 1 月の土地 a 及びマンション b に関する取引を開始した当時から、ダイワ通信が賃料相当額を岩本社長又は IWA に支払うという全体像を分かっていた。しかし、前田氏は、もともと営業畑であり、法的・会計的リテラシーはあまり高くなく、法令上の整理、取締役会としての対応の必要性について、管理部門の多賀氏の判断に任せていた。

オ 隈田氏、社外取締役については、取引の存在を知らされておらず、認識していなかった。

(3) 管理部門、監査役、内部監査部門について

ア 管理部門

管理部門では、トップである多賀氏が本件取引を認識していたと認められる。しかし、上記のとおり、法令上、会計上の規制に従わなかった。

イ 監査役会

岡本監査役、社外監査役 2 名は、本件取引について認識していなかった。

当委員会が調査した限り、関連当事者取引等について特に重点監査をした形跡はなかった。

ウ 内部監査部門

内部監査機能を担当する M 氏は、土地 a、マンション b 及びマンション c の不動産 3 物件については、ダイワ通信が賃料を支払っていた事実を知らなかった。

他方、マンション d について、M 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、2024 年 11 月、賃料支払の事後稟議書が回ってきた段階ですぐに、IWA 保有のマンションについてダイワ通信が賃料相当額を支払うという利益相反取引、関連当事者取引に該当すること、しかも既に契約を締結してしまった後であることが分かり、面倒な対応を迫られる事態になったと認識したものの、目の前の片づけなければならない日常業務に追われていたことや、オーナー社長である岩本社長の意向に沿わない行動をしにくいという忖度の意識が働いて放置してしまった、と述べている。

第4 件外調査

1. 本件4取引と同種取引での不正行為に関する調査

本委員会は、本件4取引と共通の原因から発生する別件の不正・不適切行為等が存在しないかを確認する観点での件外調査を行った。

すなわち、本委員会は、本件4取引と同様に、第三者を迂回することで、実質的には関連当事者取引に該当するにもかかわらず、取締役会での承認がなされずに実行された取引が存在しないかを以下の観点で調査を行った。

(1) 本件4取引と同様に、関連当事者が所有する不動産を第三者を迂回してダイワ通信と賃貸借契約をしているか否か。

調査対象期間における会計帳簿を閲覧し、地代家賃、駐車場利用費用に計上されている取引を抽出し、当該取引の対象となっている不動産の所有者にダイワ通信の関連当事者に該当するものがないかを確認した。

また、関係者へのヒアリング、従業員へのアンケート結果、デジタル・フォレンジック調査を実施し、地代家賃、駐車場利用費用に計上されている取引について、関連当事者取引に該当する取引がないかを検討した。

その結果、上記手続からは本件4取引に類似するような取引は見当たらなかった。

(2) 本件4取引以外のスキームによる第三者を迂回した関連当事者取引が存在するか否か。

第三者を迂回した関連当事者取引が実行されると、ダイワ通信から支払われた金銭が取引先等を介して最終的には関連当事者へ支払われることとなる。

本委員会は、この性質に着目し、主要な関連当事者から個人が管理する全ての銀行口座の情報等の提出を受け、ダイワ通信の取引先等からの入金がないか検証した。

具体的には、岩本社長については、本人、配偶者、実子などの近親者の個人名義の銀行口座の入出金情報及び税務申告書並びに IWA の入出金情報、決算書、税務申告書及び会計帳簿の提出を受け、ダイワ通信の取引先等からの入金がないかを検証した。

岩本社長以外のダイワ通信の業務執行取締役(隈田氏、前田氏及び多賀氏)並びに DSS の K 氏については、各個人名義の銀行口座の入出金情報、所得税等確定申告書、個人が経営する会社の入出金情報、決算書、法人税等確定申告書及び会計帳簿の提出を受け、同様の検証を行った。

そのほか、関係者へのヒアリング、従業員へのアンケート結果、デジタル・フォレンジック調査を実施した。

その結果、第三者を迂回した関連当事者取引は見当たらなかった。

しかしながら、この調査過程において、後記2.(3)記載のとおり、ダイワ通信グループの従業員ではない■■■■■■■■■■ S 氏の銀行口座に DSS から給料名目の金銭が支払われていること、ダイワ通信の従業員であり、■■■■■■■■■■ T 氏に他の

従業員と比較して著しく高額な賞与の支払がなされていることが判明した。

2. 岩本社長による会社経費の使用等

本件 4 取引は、利益相反取引や関連当事者取引といった法令上の問題があるものの、それ以前に、岩本社長がダイワ通信の財産を不適切な手続で社外流出させ、自己が入手していたという性質のある取引である。また、本委員会が行った件外調査の検出事項より、ダイワ通信グループでは、岩本社長及びその家族に対し、不適切な手続で会社財産が流出していることを示す客観的な証拠が確認された。

本委員会は、これらを踏まえ、岩本社長による会社経費の私的利用等により、ダイワ通信グループに損害が発生しているか否かを検証するべく、以下の観点で件外調査を進めた。

(1) 岩本社長による会社経費の使用

岩本社長が経費を使用する際は、①社長個人の現金やクレジットカードを利用して支払い、後に立替経費として精算を行う場合と、②ダイワ通信の法人カードを使用する場合があるので、それぞれの方法について、以下の観点で調査を行った。

ア 岩本社長の立替経費

本委員会は、まず岩本社長の立替経費のフローが他の役職員と同様になされており、内部統制からの逸脱がないといえるか否かという観点で、管理部へのヒアリング及び関連する資料の閲覧により立替経費の業務フローを確認した。

その結果、ダイワ通信グループでは、立替経費の精算に当たって、経費立替者が証憑を添付した上で、経費の利用目的及び内容等を記載した経費使用申請を行い、管理部長の承認を経る必要があるところ、岩本社長だけが、領収書を 2 から 3 か月に 1 度の頻度で管理部長の多賀氏に渡すだけで経費使用申請を行っていなかったことが判明した。

そして、多賀氏は当該立替経費の利用目的及び支出の必要性、合理性等について岩本社長に何ら確認せず、領収書に記載されている金額から、機械的に、5000 円以下は会議費、5000 円以上は接待交際費であるとし、勘定科目を当てはめて立替経費明細を作成し、多賀氏の立替経費明細を基に担当者が会計システムに入力することで費用計上されていた。

以上より、社長の立替経費全ては、ダイワ通信グループの立替経費計上フローにおける内部統制から逸脱したものである上、不適切な経費計上が存在することが判明した。

これを受けて、本委員会は、当該立替経費明細を母集団に一定の金額以上の立替経費項目に対して私的利用の有無を確認するため、デジタル・フォレンジック調査の検出事項と突き合わせ、また、当該立替経費項目の利用日時、利用店名等を個別のキーワードとしてデジタル・フォレンジックツール上で検索を行った。

その結果、明らかに私的利用と分かるコミュニケーションデータが検出されたもの

については不適切な経費計上であるため、修正が必要であると認定した。当該修正による影響については第 5 にて記載する。

イ ダイワ通信の法人カード

ダイワ通信グループでは経費使用に当たっては、経費の利用目的及び内容等を記載した経費使用申請を行い管理部長の承認を経る必要がある。しかし、岩本社長が法人カードを使用した場合、経費使用申請が行われることなく、また、管理部担当者は法人カードの利用目的及び内容等について確認せず、カード会社が発行した利用明細に記載されている金額及び内容から、機械的に勘定科目を当てはめることで法人カード明細の集計 Excel を作成し、これを基に担当者が会計システムに入力することで費用計上がなされていた。

以上より、社長の法人カード使用により計上された経費は全てダイワ通信グループの経費計上フローにおける内部統制から逸脱したものである上、不適切な経費計上が存在することが判明した。

これを受けて、本委員会は、立替経費の場合と同様に、当該法人カード明細を母集団に一定の金額以上の経費項目に対して私的利用の有無を確認するため、デジタル・フォレンジック調査の検出事項と突き合わせ、また、当該立替経費項目の利用日時、利用店名等を個別のキーワードとして、デジタル・フォレンジックツール上で検索を行った。

その結果、明らかな私的利用であるコミュニケーションデータが検出されたものについては不適切な経費計上であるため、修正が必要であると認定した。当該修正による影響については第 5 にて記載する。

(2) 岩本家メンバーへの会社財産の流出

ア [] S 氏への給与の支払及び社用車の利用

ダイワ通信グループでは、2018 年 7 月より、S 氏へ給与の支払がなされているところ、S 氏とダイワ通信グループとの間に雇用契約等は交わされておらず、また、当委員会において、成果物に関する調査、関係者のヒアリング等の所定の調査をした限り、S 氏に定期定額の給与を支払うにふさわしい労働実態を認めることはできなかった。

そのため、S 氏への給与支払を会社の費用として計上することは適切な会計処理とはいえず、修正が必要となる。当該修正による影響については第 5 にて記載する。

また、本調査の過程で、ダイワ通信の社用車 1 台の利用者が S 氏であることが判明した。上記のとおり S 氏はダイワ通信グループの従業員ではないことから、当該社用車に関連した支出を会社の費用として計上することは、適切な会計処理ではなく、修正が必要となる。当該修正による影響については第 5 にて記載する。

イ [] T 氏への追加賞与、給与及び車両関連の手当の支給

本調査チームによるデジタル・フォレンジック調査の過程で、岩本社長が、T 氏に対し、社内規程上の通常の賞与とは別に追加の賞与を支払う旨のチャットを送っており、2020 年 7 月以降、実際に T 氏に支給される賞与及び給与に、通常の賞与及び給

与とは別に追加の賞与及び給与が支払われていることが判明した。

ダイワ通信グループの賞与、昇給の決定は、まず、各部で人事査定が行われた後に、各部の管掌役員（隈田氏、前田氏、多賀氏のいずれか）及び岩本社長による会議で最終決定がなされ、多賀氏が人事担当者に各従業員の支給金額を伝達し、支払計上がなされるというフローとなっている。

しかし、岩本社長は、上記フローにのっとりことなく、独断で、T氏に対し、追加給与及び一般社員の数倍にもなる金額の追加賞与の支給を決定し、多賀氏に支払うよう指示していたことが判明した。

また、上記とは別に、岩本社長が、2023年9月以降、T氏に対し車両関連の手当として、通勤手当とは別に毎月3万円を支給していることもデジタル・フォレンジック調査で判明した。当該車両関連の手当についても、岩本社長の指示によって開始されたが、ダイワ通信の各種規程において、支給の根拠となる定めは不見当であった。

上記のT氏への追加賞与、給与及び車両関連の手当の支給は、いずれも岩本社長による内部統制の無効化により行われたものであり、ダイワ通信の費用として計上することは適切な会計処理ではなく、修正が必要となる。当該修正による影響については第5にて記載する。

(3) その他会社経費に関する調査

ア 本委員会は、隈田氏、前田氏、多賀氏、K氏、T氏及びU氏の立替経費の使用状況の分析を行い、特に使用金額が多かった隈田氏の立替経費のうち、一定金額以上の項目について、デジタル・フォレンジック調査の検出事項と突き合わせ、また、当該立替経費項目の利用日時、利用店名等を個別のキーワードとして、デジタル・フォレンジックツール上で検索を行った。

その結果、私的利用をうかがわせるものは検出されなかった。

イ デジタル・フォレンジック調査の結果、DSSのK氏が岩本社長の指示によりDSSの法人カードを使用することによって、岩本社長の私的利用分、すなわちマンションdに設置するテレビ、洗濯機、無線LANルーター等がDSSの経費として計上されていることが判明した。

そこで、本委員会では、同様の不正が行われていないかを検討すべく、DSSの法人カード（クレジットカード及びデビットカード）の利用明細を対象に、母集団に一定の金額以上の経費項目に対して私的利用の有無を確認するために、デジタル・フォレンジック調査の検出事項と突き合わせ、また、当該立替経費項目の利用日時、利用店名等を個別のキーワードとして、デジタル・フォレンジックツール上で検索を行った。

その結果、上記の検出事項以外に私的利用をうかがわせる法人カード使用は検出されなかった。

第5 連結財務諸表に与える影響

本調査により本委員会が必要と認めた会計処理の修正を行った場合における当社の公表済連結財務諸表（各四半期累計期間）へ与える影響額（主要な勘定科目に限る。）は、下表のとおりである。なお、税額影響や税効果会計など派生する論点については考慮していない。

1. 本件4取引に係る影響額

（単位：千円）

勘定科目	2021 年 3 月期	
		第 4 四半期
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販管費		△11,509
営業利益		11,509
未収入金		13,653

勘定科目	2022 年 3 月期	
		第 4 四半期
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販管費		△12,576
営業利益		12,576
未収入金		26,229

勘定科目	2023 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
売上高	—	—	—	—
売上原価	—	—	—	—
売上総利益	—	—	—	—
販管費	△3,144	△6,288	△9,432	△12,576
営業利益	3,144	6,288	9,432	12,576
未収入金	29,373	32,517	35,661	38,805

勘定科目	2024 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
売上高	—	—	—	—
売上原価	—	—	—	—
売上総利益	—	—	—	—
販管費	△3,144	△6,288	△9,432	△12,576
営業利益	3,144	6,288	9,432	12,576
未収入金	41,949	45,093	48,237	51,381

勘定科目	2025 年 3 月期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	
売上高	—	—	
売上原価	—	—	
売上総利益	—	—	
販管費	△3,144	△6,288	
営業利益	3,144	6,288	
未収入金	54,525	57,669	

2. 件外調査により不適切な経費処理が認められた取引に係る影響額

(単位：千円)

勘定科目	2021 年 3 月期	
		第 4 四半期
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販管費		△11,141
営業利益		11,141
未収入金		17,433

勘定科目	2022 年 3 月期	
		第 4 四半期
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販管費		△12,696
営業利益		12,696
未収入金		30,433

勘定科目	2023 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
売上高	—	—	—	—
売上原価	—	—	—	—
売上総利益	—	—	—	—
販管費	△2,131	△6,772	△8,702	△12,624
営業利益	2,131	6,722	8,702	12,624
未収入金	32,640	37,412	39,397	43,251

勘定科目	2024 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
売上高	—	—	—	—
売上原価	—	—	—	—
売上総利益	—	—	—	—
販管費	△2,251	△6,709	△9,129	△13,792
営業利益	2,251	6,709	9,129	13,792
未収入金	45,208	49,396	51,533	55,941

勘定科目	2025 年 3 月期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	
売上高	—	—	
売上原価	—	—	
売上総利益	—	—	
販管費	△2,441	△6,487	
営業利益	2,441	6,487	
未収入金	58,100	61,963	

また、本調査の結果、上記以外に、私的利用とまでの認定には至らなかったものの、必要な社内規程を遵守せずに経費計上がなされた取引が散見された（各年度の累計金額については別紙 3 を参照）。これらの取引については、ダイワ通信の取締役会において改めて事業上必要なものかどうかの検証を行い、経費計上をすべきか否か等の判断をすべきである。

第6 新規上場申請時の状況について

1. 新規上場申請に至る経緯、概要

ダイワ通信は、2022年12月にその株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場させた。

ダイワ通信では、遅くとも2014年2月頃に東京証券取引所への上場を視野に入れ、管理部長として、監査法人での勤務経験を有する公認会計士の多賀氏を招へいして管理機能を強化するなどの準備を始めた。

そして、ダイワ通信は、Z証券会社の子会社をアドバイザリーにつけ、不動産事業や飲食事業等があると上場するのに適さないとのアドバイスを受け、2016年3月に組織変更をし、現在のダイワ通信を新設し、その頃には本格的に上場準備の態勢に入った。

2022年12月のスタンダード市場上場までの出来事に、本取引のうち上場前までに発生していた3件（土地a、マンションb及びマンションcのマンションの各取引）の取引を加えた時系列は、以下のとおりである。

年月日	出来事
2016年3月1日	ダイワ通信 新設分割
2018年1月1日	ダイワ通信、土地a及びマンションbの賃料をY社を介し、岩本氏又はIWAに支払う取引を開始
2020年2月1日	ダイワ通信、土地a及びマンションbの賃料をX社を介し、岩本氏又はIWAへ支払う取引を開始
2020年6月5日	ダイワ通信、マンションcの賃料をX社を介しIWAへ支払う取引を開始
2020年6月頃	Z証券会社■■■■の関与開始
2021年7月19日	Z証券会社ヒアリング第1回質問事項回答書
2022年2月2日頃	マザーズ市場への新規上場申請
2022年2月15日頃	マザーズ市場への新規上場申請取りやめ
2022年8月16日	スタンダード市場への新規上場申請、IIの部等の各種資料提出
2022年8月16日	上場審査部質問事項回答書第1回
2022年11月21日	上場承認
2022年12月26日	スタンダード市場上場

2. 関連当事者取引等は上場審査における基本的かつ重要な論点であること

関連当事者取引、加えて、経営者関与取引は、上場審査における基本的な審査ポイントであり、経営者は、非上場会社から上場会社になるときに、会社の財産と自己の財産を明確に区別し、公私混同をしない覚悟が求められる。

東京証券取引所が発行する「新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）」には、

関連当事者取引や経営者関与について、要旨以下のように記載されている。

関連当事者との取引は、上場申請会社にとって取引条件の歪みや不要な取引の強要といったリスクがあるため、注意する必要性が高い取引である。

一方で、上場準備を開始する以前から継続する取引で事業上必要な取引であって、代替の取引先を探すことが難しい場合や、他に有利な取引条件の取引先がない場合など、当該取引を上場後も引き続き継続することが合理的なケースもあるところ、そのような場合は、当該取引の「事業上の必要性」やその「条件の妥当性」などについて審査の中で確認する。この基準に基づく審査の際に、利益供与とみなされる取引行為等であるかどうかの判断の一つのポイントは、例えば申請会社の経営者が、個人としてではなく、申請会社の企業グループとしての利益を第一に考えたときに、その取引行為等を正当なものとして合理的に説明可能かという点である。

以上を踏まえ、上場申請会社においては、関連当事者との取引の合理性や妥当性を改めて組織的に検討すること、また牽制体制を整備することが求められている。

また、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念がある。

したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものではないかどうかについて上場審査の中で確認する。

また、同ガイドブックの中には、以下のような Q&A が掲載されている。

問	関連当事者等との間で営業取引や不動産取引が発生している場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。
答	不適切な事例としては、例えば、以下のようなケースなどが想定されます。 （当該取引の合理性（事業上の必要性）が認められないケース） ・ 申請会社の事業計画・営業戦略等に合致しない不動産（例えば、小売業における継続的赤字店舗）を関連当事者等から賃借しているケース （開示の適正性に問題があるケース） ・ 関連当事者等が所有する不動産を賃借しているにも係わらず、直接の契約相手方を仲介不動産業者としたうえで、開示の隠蔽を図ったケース また、取引行為には該当しない場合であっても、例えば以下のようなケースについては、その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していると認

	められる恐れが高いことから、上場審査上の判断は慎重なものとなります。
	・会社で購入した資産（例：不動産・社用車・船舶・航空機・ゴルフ会員権など）が、専ら特定の役員など関連当事者等の個人的な用途に利用されていると見なされるケース

（新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）100 頁より抜粋して引用）

3. 実際の状況

(1) 概要

本調査の対象となっている不動産 3 件（土地 a、マンション b 及びマンション c）に関し、ダイワ通信から X 社（Y 社）へ、X 社（Y 社）から岩本氏又は IWA という賃料相当額の金銭支払は、上場前から継続的に行われていた。この取引を行っていた岩本社長は当然のこと、管理部長の多賀氏も遅くとも上場申請時にはこれらの取引について知悉していた。

しかし、ダイワ通信の新規上場に際して主幹事証券会社である Z 証券会社及び日本取引所自主規制法人上場審査部（以下「上場審査部」という。）に提出された書類やヒアリングの議事録を調査すると、ダイワ通信は、関連当事者等取引や経営者関与取引などは存在しないと回答していた。

Z 証券会社及び上場審査部の各ヒアリングに当たっての質問事項回答の要は、以下のとおりである。

(2) Z 証券会社によるヒアリング

ダイワ通信は、2021 年 7 月 19 日に実施された Z 証券会社[]によるヒアリングにおいて、関連当事者取引、経営者関与取引等に関する質問について以下のように回答し、上記不動産取引 3 件を利益相反取引や関連当事者取引として挙げていなかった。なお、回答の担当者はいずれも多賀氏及び M 氏である。

問	最近 5 期間（17/3 期以降、21/3 期まで）及び 22/3 期直近までの期間において、貴社グループの役員等（退任済みの方も含む。）と貴社グループとの間の競業取引及び利益相反取引の有無をご確認頂き、該当する事項があれば、当該取引について以下の事項をお教えてください。 (1) 取引の具体的内容、現時点における取引の状況 (2) 取引をするに至った経緯、取引発生理由、及び取引を行う必然性 (3) 取引条件及び取引条件の合理性の説明 （取引に伴う契約書や取引金額の根拠となる証憑（見積書、鑑定書等）があればその写しの提出をご検討ください）
---	--

	(4) 社内における意思決定手続等 (稟議、取締役会決議の実施状況、法令に則り取締役会での承認・報告がなされているか等、子会社の場合は、親会社である貴社の承認の有無含め、お教えてください。)
答	取引ないため該当事項はございません。

問	本書回答日時点において、貴社グループの役員等のみが利用している、車、社宅、その他の事項がありましたらその内容をお教えてください
答	該当事項はございません。

問	Ⅱの部「関連当事者取引」についてに関し、以下の事項をお教えてください。 最近2期間（20/3期、21/3期）及び22/3期直近までにおいて、重要性の観点等によりⅠの部及びⅡの部において記載されていない関連当事者取引があれば、期別に、その具体的な内容、取引が生じた経緯・理由、取引の合理性（必然性）及び妥当性（取引条件等の面よりその根拠もご説明ください）、今後の解消の予定（有る場合には時期及び現時点の進捗状況、無い場合にはその理由）をお教えてください。
答	当社のモバイルショップにて、個人で契約している携帯電話契約取引について、他の利用者と同様の条件での契約であり、金額的にも重要性ないため、記載を省略しております。当社従業員で希望すれば、当然に当社モバイルショップでの契約することは可能であり、取引条件についても、過度な値引き等は電気通信事業法上で上限が決められているため行えない。 (委員会注：本件3物件に関する記載はなし)

問	関連当事者取引の有無を確認するため、グループ会社も含めた全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けているとのことですが、最近2期間（20/3期と21/3期）における、以下の事項をお教えてください。 (1) 当該申告を網羅したリスト等を作成されていれば、当該リストの写し（提出をご検討ください。なお、リストを作成されていない場合は、該当有となった方が作成された書類の写しの提出をご検討ください。） (2) 申告を受けるに際し、特に重視している申告内容があれば、その内容
答	(1)①_関連当事者リスト（委員会注：IWAの記載あり） (2)まずは、関連当事者にあたるかを網羅的に把握するため、新規会社設立、他社取締役などの役職者への就任の情報収集を重視します（関連当事者リストの定期更新）。 その上で仮に取引を行いたい旨の申告があった場合、取締役会において、取引の内容、取引条件等を検証し、取引の可否を判断します。その際、特

	に取引の必要性、取引条件が第三者間取引と比較して以上（委員会注：原文ママ）でないかを重視しております。さらに、ネット検索、日経テレコン、会社謄本からも情報を収集し、また周辺関係者へのヒアリングも踏まえ、その時点における正確な情報を基にしたリスト作成を心掛けております。
--	---

問	最近５期間（17/3期以降、21/3期まで）及び22/3期直近までにおいて、貴社グループの経営者が関与する取引（経営者が自ら営業して獲得した案件・企画した案件、経営者等に持ち込まれた案件、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）の有無・内容、当該取引に関するチェック体制の整備運用状況についてお教えてください。
答	・取引の有無：該当事項はございません。 ・チェック体制の整備運用状況 当社は、経営者が関与する取引を原則発生させないことを基本としております。もし、経営者が関与する取引が発生する場合は、決裁権限表や業務フローの工夫により経営者単独で重要事項を決定できないようにしており、仮に、それを逸脱する取引が発生した場合でも、管理部門によるチェック、内部監査及び監査役監査で把握できるため、経営者関与取引等が発生する余地は無いと認識しております。

問	最近５期間（17/3期以降、21/3期まで）及び22/3期直近までの期間において、貴社グループの役員等（退任済みの方も含む。）間の金銭を伴う取引（競業取引や利益相反取引の別を問いません。）の有無をご確認頂き、該当する事項があれば、当該取引について以下の事項をお教えてください。 (1) 取引の具体的内容、現時点における取引の状況 (2) 取引をするに至った経緯、取引発生理由、及び取引を行う必然性 (3) 取引条件及び取引条件の合理性の説明
答	宮川社外監査役との■■■■の譲渡取引については、第１回質問事項回答書 5-39 をご参照ください。役員とダイワ通信との間で行われた株式取得取引については、第１回質問事項回答書 7-47 をご参照ください。（委員会注：本件３物件に関する記載はなし）

(3) スタンダード市場への上場申請時に東証へ提出した「Ⅱの部」

ダイワ通信は、2022年8月16日にスタンダード市場へ上場申請した。その際に提出したいわゆる「Ⅱの部」では、関連当事者取引や経営者関与取引について、以下のように記載されている。

なお、多賀氏の自認する範囲であっても、2022年3月頃には、土地a、マンションb及びマンションcの3物件につき、ダイワ通信が岩本社長及びIWAに対して賃料相当額の金銭を支払う取引を継続させていることを認識していた。

ア 関連当事者取引

関連当事者取引の実施に対する基本方針に関して、「当社グループは、関連当事者取引について、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。当社グループは、会社経営の健全性の観点より、関連当事者との取引を開始する際には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、稟議規程、職務権限規程等に則り、取締役会決議等、適正な決裁を受けることとしております。」と記載している。

そして、関連当事者取引の適正性を確保するための体制に関して、「当社グループでは、関連当事者取引の有無を把握するため、役員就任時及び事業年度末並びに退任時に全役員対象に関連当事者リスト及び取引の有無に関する調査票の提出を求めています。また、関連当事者リスト及び調査票に基づき、毎事業年度終了後に速やかに当社管理部が当該リスト及び調査票に記載されたものとグループ各社との取引の有無につき、確認をとっております。関連当事者との取引を開始する際には、関連当事者等管理規程に基づき、当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、職務権限規程等に則り決裁を受けたうえで、これを行うことで取引の適正性を確保しております。継続的な取引については、上記管理部での定期的確認、取締役会への報告・確認や監査役監査など、継続的な取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性の確認を行っております。加えて、関連当事者取引を監査役監査事項、内部監査における確認項目としており、これらにより取引の適正性を確保しております。」と記載している。

その上で、ダイワ通信は、過去2年間及び申請事業年度における関連当事者等取引の状況について、子会社DSSとアクト通信の2社だけが取引のあった関連当事者等に該当するとし、関連当事者取引として、ダイワ通信と両社との取引合計9件（賃料や経営指導料等の取引）だけを記載している。

イ 経営者が関与する取引について

「最近2年間及び申請事業年度における経営者が関与する取引の有無、（有の場合）取引の内容」に関して、「該当事項はありません。」と記載している。

(4) 上場審査部ヒアリング

ダイワ通信は、上場審査部によるヒアリングに当たり、経費の使用、経営者関与取引等に関する質問について以下のように事前回答した。

ア 2022年2月2日付けのヒアリング資料（マザーズ市場への上場申請）

問	接待交際費について以下の事項をご説明ください。 ① 使用ルール（承認フローを含みます） ※実際の帳票（サンプル）をもとにご説明ください。マニュアル等がある場合にはご提示ください。 ② 直前期及び申請期における役員ごとの交際費の使用実績をお示しの上、管理状況や支出に対する牽制体制をご説明ください。 ③ 直近日現在において役職員が利用する社宅、保養施設、社用車、会員権、生命保険、その他福利厚生等がありましたら、その詳細、保有理由、利用状況等の管理方法をご説明ください。																										
答	① 当社における稟議に係るフローは、「添付資料_7(2)①稟議フロー」をご参照ください。また、申請書サンプルと合わせてご確認をお願いします。 ② 次に役員ごとの状況を示します。 （単位：円） <table><tr><th></th><th>2021年3月期</th><th>2022年3月期 (4月-12月)</th></tr><tr><td>代表取締役社長 岩本</td><td>110,000</td><td>0</td></tr><tr><td>専務取締役 隈田</td><td>0</td><td>72,819</td></tr><tr><td>常務取締役 前田</td><td>0</td><td>25,655</td></tr><tr><td>取締役 多賀</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>監査役 福村</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 当社は、交際費の使用に関しては事前に申請を行い、その申請書を取締役管理部長が確認しております。 ③ 次に示します。 【社宅】 現在、当社では転勤に伴い転居が必要となる従業員に対し、借上げ社宅制度の運用を行っております。 <table><tr><th>対象拠点</th><th>対象人数</th></tr><tr><td>セキュリティ事業部 東京オフィス</td><td>4名</td></tr><tr><td>セキュリティ事業部 名古屋オフィス</td><td>2名</td></tr><tr><td>セキュリティ事業部 大阪オフィス</td><td>2名</td></tr></table> 【営業車（社用車）】		2021年3月期	2022年3月期 (4月-12月)	代表取締役社長 岩本	110,000	0	専務取締役 隈田	0	72,819	常務取締役 前田	0	25,655	取締役 多賀	0	0	監査役 福村	0	0	対象拠点	対象人数	セキュリティ事業部 東京オフィス	4名	セキュリティ事業部 名古屋オフィス	2名	セキュリティ事業部 大阪オフィス	2名
	2021年3月期	2022年3月期 (4月-12月)																									
代表取締役社長 岩本	110,000	0																									
専務取締役 隈田	0	72,819																									
常務取締役 前田	0	25,655																									
取締役 多賀	0	0																									
監査役 福村	0	0																									
対象拠点	対象人数																										
セキュリティ事業部 東京オフィス	4名																										
セキュリティ事業部 名古屋オフィス	2名																										
セキュリティ事業部 大阪オフィス	2名																										

	現在、当社では営業活動用の営業車を配置しております。運行日誌（カーダイアリー）を作成し、月次で営業車の運行状況を管理しております。		
	車種	台数	用途
	トヨタ アクア	28 台	営業車
	トヨタ ヤリスクロス	3 台	営業車
	トヨタ アルファード	1 台	来客者の送迎用

イ 2022 年 9 月 12 日付けのヒアリング資料（スタンダード市場への上場申請）

問	前回審査（委員会注：2022 年 2 月のマザーズ上場審査のこと）以降、経営者が主導する取引（いわゆる社長案件）があれば、当該内容をご説明ください。また、当該取引を実施する場合の牽制体制について、ご説明ください。
答	該当事項はありません。

(5) 小括

以上のとおり、ダイワ通信による、Z 証券会社及び上場審査部のヒアリングの回答、新規上場申請時に東証に提出した書類では、土地 a、マンション b 及びマンション c の 3 物件について、ダイワ通信が岩本社長及び IWA に対して X 社を介して賃料相当分の金銭を毎月支払っていたという関連当事者取引、経営者関与取引について申告しなかった。

そして、ダイワ通信は、上場審査時のヒアリングにおいて、そのような取引はない旨積極的に答弁をしていたと認められる。

多賀氏は、本委員会のヒアリングにおいて、上記 3 物件の関連当事者取引、経営者関与取引について知悉していたものの「自分が本当のことを申告することによって上場審査が取りやめになる、ないし、延期されることになるという事態を招きたくなかった。また、自分が申告すれば、岩本社長からなぜそのようなことを言ったのかと強く叱責されるかもしれないと思い、怖くて言えなかった。」と説明している。

また、ダイワ通信が、直前期及び申請期における役員ごとの交際費の使用実績について、上場審査部からの質問に回答した金額は、本委員会の調査結果から大幅に乖離して低額又はゼロとなっており、ダイワ通信は、この点についても上場審査に当たって真実に反する報告をしていたと認められる。

第7 原因分析

本調査は、関連当事者取引の注記不記載を端緒として開始したものの、調査の結果、岩本社長が、非上場時代から行われていた公私混同な行為を上場した後も継続させており、社長案件に対する内部統制、ガバナンスが全社的に欠如していたことが明らかとなった。

1. 公器である上場企業としての責任意識が弱く、非上場時代の気質が残っていること

(1) 社長による公私混同とそれを許す気風

公器である上場会社では、多数の株主が所有し、投資家の投資対象となる会社の財産と個人の財産とは明確に区別されなければならない。これは、非上場のオーナー会社と上場会社との最大の差であり、オーナー社長は、上場するに当たって、非上場時代のような自由が効かなくなることを覚悟しなければならない。

本調査において関連当事者取引の注記不記載に関する疑義の対象となった本件 4 取引は、いずれも岩本社長又は同社長の資産管理会社が所有していた物件について、社長自身やその家族が居住するなどしていたにもかかわらず、ダイワ通信が賃料を支払っていたというものである。岩本社長は、いずれもダイワ通信の営業や事業遂行に資する不動産購入だったこと、資産管理会社は会社分割前のダイワ通信不動産部門を前身としており、赤字が続いていたことから、ダイワ通信に賃料相当額の金銭を負担してもらいたかったなどと述べる。しかし、この岩本社長の感覚は、非上場会社のオーナー社長のそれと思われる。

また、岩本社長の個人的な又は岩本家の家族のための出費がダイワ通信又は子会社の各種経費として処理されていたことも判明した。このような不正な経費処理も、やはり非上場のオーナー会社では見られる事象かもしれないが、上場会社では厳に慎まなければならない。岩本社長自身、当委員会のヒアリングにおいて、「2022 年 12 月に新規上場するまでの約 30 年間にわたり、非上場のオーナー会社の社長として過ごし、上場会社になって以降もいったん身についた習慣を治せていなかった。」と反省の弁を述べていた。

他方、岩本社長以外の役職員も、オーナー社長である岩本社長の意向を忖度して異議を唱えなかったことによって、社長案件、経営者関与取引を聖域化していった。

(2) 隠ぺい体質

公器である上場会社となった以上、会社の所有者である株主及び投資家等の多数のステークホルダーに対し、隠しごとをせず、あらゆる取引、事象について開示する覚悟を持たなければならない。

そのような覚悟は、2022 年 12 月に東証スタンダード市場に上場するまでの上場準備の期間中に醸成されなければならなかった。

しかし、本調査において、関連当事者取引の注記不記載等の疑義の対象となった本件

4取引のうち、土地a、マンションb、マンションcについては、上場準備の段階から継続していた取引であったところ、ダイワ通信は、主幹事証券会社や監査法人に対し、これらの取引を主體的に分かりやすく説明することはなかった。むしろ、多賀氏は、これらの社長案件、経営者関与取引に該当する不動産取引や経費の不正処理などは存在しない旨事実反する回答をし、東証の上場審査の過程でも同様の答弁によって上場を果たしたことにより、問題が隠ぺいされた。

なお、本調査の過程では、岩本社長を含め複数の取締役が、当委員会のヒアリングにおいて、上場準備中に、土地aの契約書やマンションb、マンションcの契約書は監査法人に提出していた、今になって関連当事者取引に該当するなど指摘するとは心外であるなどと述べ、監査法人が適正に契約書をチェックしていれば今回のようなことにはならなかったという趣旨の発言をしていた。¹⁴しかし、そもそも有価証券報告書の作成名義人は会社であり、開示情報の正確性に責任を持つべき主体も会社である。監査法人や証券会社は、原則として会社が作成した開示情報の正確性、妥当性等について監査又は審査をする機関にすぎない。本件4取引は、ダイワ通信と岩本社長又はIWAの間に第三者が介在しており、一見して全体像の掴みづらい形態になっている。このような場合、監査法人や証券会社からチェックを受ける側としては、自ら主體的に取引の全体像を分かりやすく説明して法令上の規制がないか判断を仰ぐべきであった。取り分け、本件4取引の取引主体である岩本社長としては、管理部が本件4取引について監査法人にどういう説明をしたのか等を十分に確認すべきであったし、又は、自らの取引を自ら説明すべき責務を負っていたともいえる。そうであるにもかかわらず、ダイワ通信は、監査法人に対し、X社との賃貸借契約書の賃料表示部分を提出したことがあっただけであり、本件疑義の対象となった不動産取引の全体像を分かりやすく説明したことはなく、関連当事者取引、利益相反取引はないと報告していた。

チェック機関が見抜けなかったのが悪いという他責の発想は、上場会社の役職員としての責任意識が欠如していたことの現れといえる。

2. 取締役会をはじめとするガバナンス機能の喪失

(1) 取締役会

本件4取引は、いずれも、会社法上、会社と代表取締役との利益相反取引に該当する。

利益相反取引規制は、法令が取締役会によるガバナンス機能を発揮するよう求める最も基本的な事柄の一つである。

岩本社長はもとより、多賀氏や前田氏も、利益相反取引に該当する取引の全体像を上場前から知っていたと述べている。

しかし、管理部長である多賀氏から隈田氏や社外取締役へ情報共有されることはなく、

¹⁴ 確かに、マンションcに関する当社とX社との賃貸借契約書には、マンションcの所有者がIWAであることも記載されていた。J監査法人は、2022年3月期及び2024年3月期に、販売費及び一般管理費に対する詳細テストの証憑として、ダイワ通信にマンションcの契約書の提出を求めたところ、ダイワ通信は、賃貸借契約書の賃料が記載されているページ（物件の所有者の記載はない。）だけを提出した。

前田氏も法令、会計知識の浅さから問題意識を持つに至らずに取締役会で十分議論されることはなかった。その結果、隈田氏、社外取締役、監査役は、いずれも、本件4取引や、岩本社長だけが異なる経費精算の方法により会社経費を私的流用しているリスクが高くなっていること等を知らなかった旨述べている。

かくして、取締役会で利益相反取引の決議を経ることなく、取締役会がガバナンス機能を発揮する機会が失われた。

なお、社外役員の武部氏及び米沢氏は、本委員会のヒアリングにおいて、「上場するということは公器になるということだ。取締役会の場合でも話したことがある。」「個人的には上場するのは慎重であるべきだと思っており、上場するのであればパブリックの精神をもって非上場時代と考え方を変えなければならないと取締役会で話した。」などと述べているが、これは至極真つ当な意見である。しかし、岩本社長ら取締役らは、残念ながら、その意味を理解し実践していなかった。

(2) 管理部門

管理部長であった多賀氏は岩本社長に対してのブレーキ役にならず、こと社長案件については、岩本社長の意向に沿った会計処理をするだけの事務屋となっていた。多賀氏は、公認会計士でもあるが、専門家として求められる職業倫理を遵守して職務を遂行していたとは評価し難い。

多賀氏は、当委員会のヒアリングにおいて、上場準備段階で会社経費の不正使用について、岩本社長に対し、上場するからにはこのようなことも直していかなければならないと進言したことがあったものの、岩本社長からたしなめられて経費処理させられたことで後に諫言することができなくなったと述べる。しかし、そうであれば、他の取締役、監査役会、社外役員などと情報共有し、取締役会や監査役会によるガバナンス機能を発揮させなければならなかった。多賀氏が、取締役会メンバーに報告せず、自己で背負い込む形で終わらせようとしたことによって、全社的なガバナンス機能が失われた。

(3) 監査役会

監査役会は、本件4取引について認識しておらず、監査役会の議論の俎上に上がったことはなかった。

当委員会としては、2023年6月まで常勤監査役であった福村氏へのヒアリングを実施することができなかったので限定的な調査結果となるが、常勤監査役が岡本氏となった時代を含め、監査役会は、岩本社長による利益相反取引について把握できていなかったと認められる。

ダイワ通信は、非上場の時代が長かった後に上場したオーナー社長の会社であり、典型的に、社長案件の不正リスクを想定できたのではないかと考えられるところであり、監査役会として、関連当事者取引を含め社長案件を重点監査項目に入れることも考えられた。

3. 社長案件に対する内部統制システムの欠陥

(1) 総論

一般的に、内部統制には6つの要素があると言われ、6つの要素のうち最も重要なのは「統制環境」と言われる。統制環境とは、組織の気風を決定し、統制に対する組織内の全ての者の意識に影響を与えるとともに、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ITへの対応」という他の5つの要素の基礎、基盤のことである。そして、統制環境は、経営トップの誠実性・倫理観、内部統制システム構築に対する意向・本気度などによって決まる。

しかし、ダイワ通信の場合、岩本社長自身が内部統制の枠組みから外れており、2022年12月の上場に向けた準備段階でも、社長案件、経営者関与取引に対する統制環境整備ができず、本件4取引についてごく限られた役職員を除いて社内的に隠ぺいされたまま、上場前後で踏襲されてしまった。また、岩本社長の経費使用だけ、他の役職員とは別ルートとなっており、かつ、管理部長であった多賀氏が社長から持ち込まれる領収証の中身を検証することなく、全額ダイワ通信の経費として認めていたことによって、岩本社長又は岩本家の個人的な消費が会社の経費として付け込まれ、そのことを会社の誰も知らなかった。

このように、ダイワ通信は、社長案件に対する内部統制システムを欠いたまま上場してしまったものと評価できる。

(2) 各種社内規程の遵守、見直しがされていないこと

ダイワ通信では、契約書締結に関する決裁フローや事前稟議が徹底されておらず、例えば、非上場の時代ではあるものの、土地a、マンションb、マンションcに関するX社との契約については稟議が上げられることなく、岩本社長の個別的な指示で、会社の認印が使用されて契約締結に至った。また、マンションdの契約については、上場した後であるが同様に、岩本社長による個別的な指示によって、会社の認印が使用されて契約が締結され、その後、賃料を支払う段階で初めて事後稟議が上げられることとなった。また、原則として事前の経費使用申請が必要であった岩本社長の立替経費や法人カード利用については、事前事後にかかわらず、経費使用申請が行われていないなどの事象が散見された。

ダイワ通信では、定款を除いて総数60の各種規程が整備されているが、その多くが2017年から2021年の上場準備期間の中で整備された。規程の総量としては、上場会社として十分であったといえるが、例えば、関連当事者等管理規程で毎年の作成が定められている関連当事者リストが上場後は作成されていなかったことや、本調査において調査対象となった取引のあるべき決裁ルールを多賀氏や管理部員に確認しても、明確な回答を得られなかったこと、さらに、2023年9月から各種規程に根拠がない車両関連の手当がT氏に支給されていることなど、各種規程を遵守した社内業務の運用がされていたとはいえず、また、2021年3月を最後に各種規程の改訂は行われておらず、各種規程の見直しも不十分であったといえる。

これらは、内部統制の統制活動、すなわち、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定められる方針及び手続が行われていない状況を示している。

(3) 監査役会、内部監査部門

監査役会は、社長案件をリスクとして捉えていなかった。

内部監査機能を有していた M 氏は、少なくともマンション d の案件について、2024 年 11 月に事後稟議が上がってきた段階で、岩本社長による取締役会決議なき利益相反取引であり、関連当事者取引であるとすぐに分かったものの、内部監査だけではない他の業務に日々追われていたこと、オーナー社長である岩本社長に対する遠慮などがあって意見を言えなかった。

また、岩本社長の立替経費等については、これまで内部監査の対象にされてこなかった。

ダイワ通信では、内部監査を専門に担当する者がおらず、守備範囲が広範で多忙な M 氏だけでは有効な内部監査を行うのは無理があったと考えられる。

(4) 会計監査人とのコミュニケーション、三様監査

監査役と会計監査人との定期的なコミュニケーションの場は存在していたものの、監査役監査においてそもそも社長案件に対するリスク評価がなされていなかったため、社長案件に対するモニタリングの場とはなっていなかった。

また、管理部門から会計監査人へ稟議書一覧を提出するに当たっては、全ての稟議を記載したものを会計監査人に提出するのではなく、管理部門の従業員が、稟議の中から金額の高いものや営業活動に関連するものを選択するという方法で稟議書一覧を作成していたため、販管費に関する稟議は当該一覧に含まれないものが多数あった。こうした運用の結果、本件 4 取引のうち、唯一稟議書が作成されたマンション d に関する稟議は会計監査人へ提出する稟議書一覧に含まれていなかった。¹⁵

このように、本件疑義の対象となった取引や社長の経費に関する事項は、一部の役職員だけに情報がとどまって隠されてしまった状況が続き、モニタリングも効いていなかった。

¹⁵ 本調査において、マンション d に関する稟議を含め、会計監査人へ提出する稟議書一覧から意図的に除外したと認定できる客観的証拠は検出されていない。

第8 再発防止策

1. 意識改革～公器としての高いインテンシティ～

岩本社長は、ダイワ通信の株式約 70%を保有する支配株主であるから、今後も（代表）取締役就任に就任し続けるか否か決めることができる。

岩本社長は、今度も取締役就任に就任し続けるのであれば、上場することは公器となることであるという意識を改めて強くし、自身に対する内部統制システム、ガバナンス体制を整えることが必要不可欠である。まずは、今後開催が予定されている株主総会（継続会）にて、包み隠すことなく、少数株主その他のステークホルダーに対する説明責任を果たすべきである。

他方、岩本社長以外の役職員は、岩本社長がその精神に反する行いをするときには、遠慮、忖度することなく諫言する覚悟が必要である。

そして、ダイワ通信は、2025 年 6 月 19 日付けで、東証から「宣誓書違反による再審査による猶予期間入り」の措置を受けたものであり、再審査の申請に向けて、全社的な意識改革を早急に行う必要がある。

2. 法令上の要請への速やかな対応、経営陣の責任の明確化

本調査で明らかとなった利益相反取引については、取締役会の決議なしで取引が継続されている状況にあるため、速やかに会社法にのっとり取締役会で追認、非承認の決議をしなければならない。そして、取締役会で追認決議をしない場合には、ダイワ通信は、岩本社長又は IWA 等に会社財産の返還を請求しなければならない。

また、本調査で明らかになった事実関係を基に、ダイワ通信は、少数株主も納得する形で、経営陣の責任を明確にしなければならない。

3. 社長案件に対するガバナンス体制、内部統制システムの再構築

(1) 取締役会

取締役会は、関連当事者取引、社長案件に関する情報が社外取締役を含めた取締役全員に共有されるシステムを構築し、適切なガバナンス機能を発揮できるようにしなければならない。

取締役会のメンバーについては、今後開催する株主総会（継続会）終結をもって、多賀氏及び前田氏が退任し、現常勤監査役の岡本氏、企業法務や危機管理に詳しい中西弁護士が社外取締役として就任する予定である。本件疑義に関与していなかった隈田取締役を含め、新メンバーが社長案件に対するガバナンス機能を充実させていくことが期待される。

(2) 内部統制システムの再構築

本委員会でも不適切なものとして認定した取引の多くが、社内規程にのっとりことなく、又は明確な社内規程がないまま取締役会等に諮られず実行されていた。ダイワ通

信グループでは改めて各種規程の遵守、見直し等を行うことによって、岩本家メンバーと会社との取引を聖域化しない内部統制システムの再構築が求められる。特に今回問題となった関連当事者取引に関する規則やモニタリングについては、IWA との直接又は間接取引の禁止を定めるという方法や、関連当事者リストの更新を適時適切に行った上で、役員からの関連当事者取引に関するアンケート調査だけに依拠することなく、管理部が関連当事者リストと会計システムや稟議システムとの突合せを行う等によって、漏れなく関連当事者取引が識別されているかをモニタリングすることが必要である。

(3) 管理部門トップに適切な専門家を登用すること

2 線部門のトップである管理担当取締役や管理部長は、ガバナンス機能を発揮する重要なポジションであり、重要な局面において岩本社長に対して No とと言える人物を登用すべきである。

(4) 監査役会、内部監査機能等の充実化

ア 新しい常勤監査役を中心とする監査役会機能の強化

今後、開催される株主総会（継続会）後、新しい常勤監査役として、銀行出身の山田氏が就任する予定である。

監査役会では、社長案件を適切にリスク評価し、重点監査項目としてモニタリング機能を発揮すべきである。

イ 内部監査機能の充実化

現状、経営企画室の M 氏 1 名が内部監査機能を一手に引き受けているが、守備範囲・仕事量が多過ぎて、内部監査機能を十分に発揮できないと思われる。内部監査専任者を設けるなど人員増強を図る、又は、外部専門家に内部監査業務を支援依頼するなどの方策を取るべきである。

また、内部監査は、社長案件への重点監査を実施することとし、それを有効化する基礎として、社長直下という位置付けを改める必要性を検討すべきである。

ウ 三様監査

新しい監査役会と機能充実した内部監査部門での情報の共有を果たし、適切なリスク評価、モニタリングをした上で、会計監査人とも十分に双方向のコミュニケーションをとることで、効果的に三様監査を実施していくべきである。

以上

参考資料【時系列】

年月日	出来事	ダイワ通信株主構成
1996年4月	有限会社ムーブ北陸（現：IWAMOTOアセットマネジメント株式会社）を設立	
1998年1月	社名をダイワ通信株式会社に變更	
2016年3月1日	ダイワ通信株式会社の商号をディーズカンパニー株式会社（以下「ディーズカンパニー」）に變更 岩本社長が同社の代表取締役に就任 新設分割により新会社として現ダイワ通信株式会社（以下「ダイワ通信」）を設立 岩本社長が代表取締役・隈田氏が専務取締役・前田氏が常務取締役・多賀氏が取締役管理部長に就任	ディーズカンパニー
2016年3月31日	有償第三者割当増資により岩本社長が株主となる	
2017年1月30日	マンションbにつきディーズカンパニーを所有者とする登記がされる	
2018年1月1日	【土地a】取引① ・岩本社長とY社の間で賃貸借契約を開始 ・Y社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	ディーズカンパニー、岩本社長
	【マンションb】取引② ・ディーズカンパニーとY社の間で賃貸借契約を開始 ・Y社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	
2018年3月1日	ディーズセキュリティ株式会社を株式交換により連結子会社化 同社との株式交換により前田氏が株主となる	ディーズカンパニー、岩本社長、前田氏
2018年3月31日	有償第三者割当増資により、隈田氏及び多賀氏が株主となる	ディーズカンパニー（IWA）、岩本社長、前田氏、隈田氏、多賀氏
2018年10月1日	ディーズカンパニーの商号を「IWAMOTOアセットマネジメント株式会社」（以下「IWA」）に變更	
2020年2月1日	【土地a】取引③ ・岩本社長とX社の間で賃貸借契約を開始 ・X社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	
	【マンションb】取引④ ・IWAとX社の間で賃貸借契約を開始 ・X社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	
2020年6月5日	マンションcについてIWAを所有者とする登記がされる 【マンションc】取引⑤ ・IWAとX社の間で賃貸借契約を開始 ・X社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	
2022年12月26日	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場	上場
2024年9月27日	マンションdについて、IWAを所有者とする登記がされる	
2024年10月1日	【マンションd】取引⑥ ・IWAとX社の間で賃貸借契約を開始 ・X社とダイワ通信の間で賃貸借契約を開始	
2024年11月6日	マンションdのダイワ通信・X社間の賃貸借契約について、ダイワ通信社内で稟議申請・決裁	

別紙 1 デジタル・フォレンジック対象

【省略】

別紙 2 メール等の証拠群

【省略】

別紙 3 不適切な経費計上であるとの認定には至らなかったが
必要な社内規程を遵守せずに経費計上
がなされた取引金額

【省略】